

令和8年第2回（6月）大郷町議会定例会会議録第1号

令和8年6月2日（火）

応招議員（12名）

1番	鈴木	安則	君	2番	赤間	繁幸	君
3番	鎌田	暁史	君	4番	鈴木	利博	君
5番	赤間	則幸	君	6番	佐々木	和夫	君
7番	鈴木	恵子	君	8番	金須	新一	君
9番	田中	三恵子	君	10番	熱海	文義	君
11番	高橋	重信	君	12番	石垣	正博	君

出席議員（12名）

応招議員と同じ

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川	良彦	君	副町長	武田	力也	君
教育長	関	一男	君	総務課長	菅野	直人	君
財政課長	伊藤	義継	君	まちづくり政策課長	千葉	昭	君
復興推進課長	櫛濱	学	君	税務課長	片倉	剛	君
町民課長	高橋	裕美子	君	保健福祉課長	小野	純一	君
農林振興課長	本間	文二	君	商工観光課長	高橋	優	君
地域整備課長	武藤	亨介	君	上下水道課長	赤間	良悦	君
会計管理者	角田	倫明	君	学校教育課長	遠藤	歩未	君
社会教育課長	齋藤	正智	君	選挙管理委員会委員長	及川	守江	君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 高橋映瑠

議事日程第1号

令和8年6月2日（火曜日） 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
日程第 3 議長の諸般の報告
日程第 4 委員会報告
日程第 5 町長の行政報告
日程第 6 一般質問〔5人 13件〕

◎一般質問通告順

- | | | | |
|----|-----|-------|----|
| 1. | 8 番 | 金須新一 | 議員 |
| 2. | 7 番 | 鈴木恵子 | 議員 |
| 3. | 5 番 | 赤間則幸 | 議員 |
| 4. | 9 番 | 田中三恵子 | 議員 |
| 5. | 3 番 | 鎌田暁史 | 議員 |

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議長の諸般の報告
日程第 4 委員会報告
日程第 5 町長の行政報告
日程第 6 一般質問〔5人 13件〕

◎一般質問通告書

- | | | | |
|----|-----|-------|----|
| 1. | 8 番 | 金須新一 | 議員 |
| 2. | 7 番 | 鈴木恵子 | 議員 |
| 3. | 5 番 | 赤間則幸 | 議員 |
| 4. | 9 番 | 田中三恵子 | 議員 |
| 5. | 3 番 | 鎌田暁史 | 議員 |

午 前 10時00分 開 会

議長（石垣正博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、
これより令和8年第2回大郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署

名議員は会議規則第110条の規定により、11番高橋重信議員及び1番鈴木安則議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石垣正博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月5日までの4日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月5日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

議長（石垣正博君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

私から報告いたしますが、お手元に配付した報告書により報告に代えさせていただきます。

日程第4 委員会報告

議長（石垣正博君） 日程第4、委員会報告を行います。

各常任委員会の閉会中における所管事務調査について各委員長より報告を求めます。まず、総務産業常任委員長 鎌田暁史議員。

総務産業常任委員長（鎌田暁史君） ……（委員会報告書を朗読）……（朗読文省略）……（報告書は末尾に掲載）……以上で報告を終わります。

議長（石垣正博君） 次に、教育民生常任委員長 田中三恵子議員。

教育民生常任委員長（田中三恵子君） ……（委員会報告書を朗読）……（朗読文省略）……（報告書は末尾に掲載）……以上、報告いたしました。

議長（石垣正博君） 以上をもって、委員会報告を終わります。

日程第5 町長の行政報告

議長（石垣正博君） 日程第5、町長の行政報告をいただきます。町長。

町長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和8年第2回大郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては時節柄御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今定例会に御提案いたします議案の説明に先立ちまして、3月の第1回定例会以降の「行政報告」を申し上げます。

去る４月27日、役場において、生産、流通、消費等の関係者ら約20名に御出席をいただき、オーガニックビレッジ宣言式を行いました。今後は実施計画書に基づき、学校給食での有機農産物の年間利用、有機JAS認証の取得更新支援や道の駅おおさと直売所への有機農産物販売コーナーの設置などに取り組んでまいります。

今年も熊の目撃情報が相次いでおりますことから、登下校時の熊対策として、４月20日、小中学校全ての児童生徒に熊鈴を配布いたしました。

また、行政区長の御協力の下、人家に近い果樹等の伐採業務も順次進めているところでございます。

公共交通再編に向けた取組につきましては、４月30日に大郷町地域公共交通協議会を開催いたしました。地域公共交通計画の策定に向け、専門的な知見や企画力を重視する「公募型プロポーザル方式」による契約準備を進めております。今後もより効率的で効果的な地域公共交通を再構築するよう検討を重ねてまいります。

５月16日には道の駅おおさとで一般社団法人泉青年会議所と共催した「OSATO MINNA FESTA(おおさと みんな フェスタ)」は、大郷の魅力を再発見する参加型のイベントとして、家族連れや友達同士で大いにぎわったところであります。

また、地域おこし協力隊による、道の駅２階キッズスペースを活用したイベント「すまいるわんだーらんど」は、毎月開催され、多くの家族が訪れる大盛況のイベントになっております。

６月１日を基準日とする経済センサス活動調査においては、統計調査員の協力をいただきながら、現在調査を実施しております。

復興まちづくり事業の避難道路取付工事については、本年12月の供用開始を目指し整備を進めております。また、防災コミュニティセンター敷地内においては、防災拠点とコミュニティ形成としての機能を備えた緑地整備を行う予定であり、地域の防災力強化とコミュニティ活動の推進を図ってまいります。

「かわまちづくり事業」については、今年度、河川敷約２ヘクタールの区域において、多目的広場及び駐車場の整備に着手いたします。水辺空間の利活用に向けた取組として、７月４日に社会実験イベント「ミズべで乾杯」を開催いたします。来場者の皆様に良好な河川環境を体験していただくとともに、今後の整備計画の参考とするため、広く意見聴取を行ってまいります。

土木関連事業については、引き続き町道柏木原小梁川線道路改良工事

を実施してまいります。

地震対策事業では、木造住宅耐震改修促進事業及び危険ブロック塀除去事業の内容を一部拡充し、住民の安全確保に努めてまいります。

上水道事業については、石綿セメント管更新事業として、中粕川地区配水管布設替工事を発注し、安定的な給水の確保に努めてまいります。

下水道事業については、公共汚水桝設置工事や合併処理浄化槽設置工事を発注し、水洗化の普及促進に努めてまいります。

子育て支援については、新規事業といたしまして、出産育児一時金と実質の出産費用の差額分を出産費用助成金として5万円を上限に支給をいたします。

乳幼児健康診査については、今までの2か月健診、8から9か月健診に加え、病気や異常を早期に発見し、必要な治療につなげられるよう、新たに1か月健診を開始いたしました。

また、乳幼児発達状況検診については、乳幼児の特性を早期に発見し、今後必要な相談やサービスを医療機関等へ早い段階からつなげるように心理士を2名体制に増員しています。

高齢者等支援事業については、家庭ごみ等を自ら集積所まで運搬することが困難な高齢者や要支援者等の世帯に対する行政区環境衛生組合のごみ出し支援を開始いたしました。

本年度のクーリングシェルターについては、4月22日から10月21日までの期間で実施をいたします。対象施設については、役場・中央公民館・海洋センターのほか、道の駅おおさと、ボートピア大郷、オフト大郷、郷和荘の御協力もいただいております。熱中症特別警戒情報が発令された際には、各施設を開放し住民の健康確保に努めてまいります。

また、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯に対する1世帯当たり1万5,000円の生活支援給付金は、3月19日で受付を終了し、申請者への振込が完了いたしました。

物価高騰対策として、くろかわ商工会と連携し、全町民を対象に発行した1人当たり1万円の生活応援商品券は、多くの町民の皆さんに御活用いただいているところでございます。

なお、利用期間については8月末日までとなっております。

学校給食については、4月に小学校43名、中学校56名の新入生が入学し、学校生活がスタートいたしました。小学校では運動会、中学校では修学旅行がこれまで行われております。学校給食センターでは、老朽化に伴う蒸気配管等の改修工事を9月末完成に向け発注しております。

社会教育については、第36回B & G財団会長杯大郷町招待少年柔道大会を4月29日に開催し、小中学生49チームが日頃の鍛錬の成果を発揮し、熱戦を繰り広げたところであります。

中央公民館では、趣味や興味を広げ、生きがいをづくりの機会を提供する各種教室・講座を5月中旬より開講をいたしております。

次に、今定例会に御提案いたします議案の概要を申し上げます。

報告関係では、「大郷町税条例の一部を改正する条例」についての専決処分等の報告が3件、令和7年度一般会計「繰越明許費繰越計算書」等の報告3件を上程いたします。

一般議案といたしまして、「大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正など4件を、予算関係では令和8年度一般会計補正予算1件を上程いたします。

なお、詳細については、後刻、担当課長より説明をいたしますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。よろしくお願いいたします。

議長（石垣正博君） 以上で町長の行政報告を終わります。

日程第6 一般質問

議長（石垣正博君） 日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番金須新一議員。

8番（金須新一君） 通告順位1番、金須新一、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

大綱1番、大規模林野火災発生時の備えは。

近年全国各地で、大規模な林野火災が発生している状況にあります。昨年2月下旬、岩手県大船渡市で発生した林野火災は、平成以降国内最大規模の林野火災であり、また本年4月下旬にも岩手県大槌町で、大規模林野火災が発生しております。以下の点についてお伺いいたします。

（1）消防団の現有資機材は、どのような状況なのか伺います。

（2）消防団は、大規模な林野火災に備えての訓練等、十分に実施されている状況にあるのか。また予防対策はどのように取り組んでいるのか伺います。

（3）自衛隊や県内、他県から緊急消防援助隊が、応援に駆けつけてきた場合、受け入れ場所・施設等を含め、迅速かつ適切な対応が可能な状況にあるのか伺います。

大綱 2 番、支倉常長公と縁のある自治体との交流を。

支倉常長公と縁のある自治体と交流することで、交流人口、関係人口を増やすことが、本町の活性化や発展に繋がっていくと考えております。以下の点について伺います。

(1) スペインのコリア・デル・リオ市と平成 3 年頃から平成 9 年頃まで約 6 年間親密な交流があり、その後交流が途絶えたと同っております。

途絶えた経緯、また今後交流を再開し、将来的には姉妹都市や友好都市提携等を結ぶことを念頭に観光、教育、文化等の発展を目指して、国際交流することが、本町にとって有益な取り組みになると考えております。町の考えを伺います。

(2) 山形県米沢市は、支倉常長公の誕生の地であり、本町は終焉の地とされている。

米沢市は、米沢牛ブランドの地であり、本町についても大郷牛のブランドには、なっていませんが、畜産業に取り組んでいる実績がございます。産業振興、文化交流等、今後深い繋がりが持てる可能性があると考えております。町の考えを伺います。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 金須新一議員の大綱 1 つ目、「大規模林野火災発生時の備えは」の御質問に答弁をいたします。

(1) の「消防団現有資器材」については、主なものとして小型ポンプ積載車 5 台、小型ポンプ車 17 台、ホース 269 本、無線機 37 台、背負い式消火水のうち 6 個、各部に、失礼いたしました、背負い式消火水のうち 6 個ですね。各部にスコップ、ホーク、とび口、枕木等になります。

(2) の「大規模な林野火災に備えての訓練等」につきましては、黒川地区支部での各市町村消防団員による長距離中継送水訓練、あるいは小型ポンプ操法訓練の実施、予防対策としては、消防団による警戒活動や黒川消防本部との連携強化を図っているところでございます。

(3) の「緊急消防援助隊が応援に駆けつけてきた場合の受け入れ場所・施設等の対応」につきましては、避難所の開設状況にもよりますが、岩手県大船渡市や大槌町への派遣活動を経験された黒川消防本部の助言をいただきながら、総合運動場等を想定し、対応してまいりたいと考えております。

次に大綱 2 つ目、「支倉常長公と縁のある自治体等の交流を」の御質問

に答弁をいたします。

(1)の「コリア・デル・リオ市との交流」につきましては、平成3年から平成9年頃まで、支倉常長公の遣欧使節の歴史的な縁を背景に、青少年交流や文化紹介などを通じて相互理解を深めてまいりましたが、町の財政状況や事業の見直し等により、継続的な交流体制の維持が難しくなり、積極的な交流の機会が減少している状況にあります。

現在は、町単独での国際交流事業は行っておりませんが、支倉常長公ゆかりの地として、県や関係機関が進める国際文化交流事業に協力しているところであります。

教育・文化・産業などの各分野で国際的な視野を広げることは、地域の活性化や人材育成に資するものと認識をしております。

今後につきましては、昨年9月に設立されました「支倉都市同盟」を通じ、交流再開の可能性や新たな形での国際交流のあり方について検討を進めてまいります。

(2)の「米沢市との繋がりの可能性」につきましては、これまで目立った交流はございませんでしたが、支倉常長公は「米沢市が生誕の地、大郷町が終焉の地」という歴史的な強い「縁（えにし）」で結ばれております。

支倉常長公が繋ぐこの深い歴史的背景を踏まえ、まずは文化や教育の面から交流のきっかけを模索し、将来的には産業振興や観光など多角的に連携をし、双方の地域活性化に繋がるよう努めてまいりたいと思います。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） それでは、再質問する前に、平成16年4月17日午前10時頃、大和町鶴巣大平地区で発生した林野火災、そしてその後に大郷町東成田地区に延焼拡大をして、全体で約36ヘクタール、大郷町分は約17ヘクタールを焼損した事例がございます。対岸の火事として捉えることなく、本町でも実際に大規模林野火災が起こり得る災害として認識していただきたいと思い、再質問に入ります。

それでは、大綱1番の(1)について質問いたします。

答弁いただいた資機材の中で、大船渡市、大槌町の林野火災を踏まえ、担当課では今後どのような資機材を強化するとか、不足しているので新たに配置するとか、そういうことを考えている資機材があるのであれば回答願います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

大槌町の火災等を踏まえまして、林野火災を踏まえまして必要なものにつきましては、黒川消防署本部または消防団と御相談しながら拡充をしていきたいというふうに思っております。

背負い式消火水のうが非常に消防団の活動に有効だったというニュース等がございました。こちらは今本庁には6個しかございませんけれども、黒川消防署で50個以上あるということもありましたので、その辺は相談をしながら必要なものは購入していくということで、町民の命、財産を最優先に守りたいというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） それでですね、やっぱり私も今課長が答弁していただいた背負い式の消火水のう6基、6個でなくて6基というふうに数えてるんですけども。3月の予算審査特別委員会のときにも消火水のうはどのくらいありますかという質問をしたんですが、そのときは約10個ということだったのでそれでも足りないなということでおりました。

ちなみにですね、近隣の市町村の状況を調査してみました。大和町が約30基、大衡村が40基、富谷市が40基、富谷市は今年度不具合のあるものを更新予定するということであります。大郷町はどのぐらいの、配備するとすればどのぐらいの数が適切な数値と捉えておるか、お聞きいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

近隣の市町村の状況まで私も把握しておりませんでしたので、今議員さんからお話をお伺いして、やはりこのぐらいの数が適当なんだろうなというふうに今思いましたので、その辺につきましては消防団とも相談しながら予算措置を考えていきたいというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） 先ほど黒川消防では50基ほどという課長の答弁がございました。

林野火災は、3月から5月31日まで林野火災の予防運動であります。6月に入ったので林野火災がなくなる環境にはなったわけではございません。今ですね、またそういう林野火災が発生したときには消防から何基か借りるという、そういう認識でよろしいんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

黒川消防本部とお話をさせていただきまして、そのような場合にはそれをお貸しいただけるというお話は確認しております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） やっぱり大きい災害になれば、その50個、消防であるということであれば恐らく大郷に貸す余裕はないと思うんです。なので、補正でも取って、今年度、取りあえずは10基ぐらい、値段を見ますと1基大体4万円ぐらいの値段のようでございます。そういうものを早急に対応していくことは実際考えてるんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

消防団とも御相談しながら予算措置は進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） それでは、令和4年3月に策定している地域防災計画（風水害対策編）というものをベースに再質問したいと思います。

林野火災の121ページに林野火災予防対策というところがあって、5番目の防ぎょ資機材備蓄の中に、林野火災に迅速に対応するため、防ぎょ活動に必要な資機材を備蓄しておくとの記載がありますが、（1）の答弁書に回答していただいたものがその資機材を指しているという認識でよろしいでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

現状としてはそのような形になります。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） 5月30日の河北新報の朝刊に、ちょうど大槌町の消防団の分団長さんを取材した記事が掲載されておりました。当然、消火水のうを背負ったり、実際にホースを伸ばしたりして防ぎょ活動をしていたんでしょうが、水源が遠くてホースが届かない場合とか、消火水のうでも有効活用できない部分があったそうです。そのときにですね、唐鍬、新聞には唐鍬（とうが）と書いてあったんですけれども、通常は唐鍬（とうくわ）という呼び方をするんだそうですけれども、それが非常に役に立ったと。本町でもそういうものですね、金額的なもの、値段はそんなに高いものではないですので、消火水のうの部隊とかホースを伸ばす部隊とか、こういう唐鍬を使ってやる。大規模林野火災に発展すればチー

ム分けをして活動しなくないと思うんですけれども、そういうものをぜひ備えておくべきではないかと思いますが、町の考えを伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

私も河北新報の記事は読ませていただきました。唐鍬というものが非常に有効だったということで書いてありました。ここにつきましては、今議員さんからいただいた御意見も踏まえて、消防団の幹部会とかですね、その機会に本当にどのようなものが必要なのかというところは再度確認をしまして、必要なものにつきましては、財源的なこともございませけれども、予算措置を担当課として進めてまいりたいと思います。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） あとですね、鳥獣被害対策として畑とか田んぼに電気柵を設置している現状があります。場合によっては、広範囲に延焼拡大するとそういう設置した部分を破壊しないと進入できない場合もあると考えております。帯電のようなカッターとかですね、帯電用の手袋も備える必要があるのではないかと考えますが、その件についてはどのように考えてますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

確かにそのようなことも想定されますので、そちらにつきましても消防団にちょっと相談しながら、必要なものは準備していきたいというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） それでは、電気柵を設置した場所に感電事故が発生しないように注意喚起の看板は立っているのは分かりますけれども、それは連続的に設置しているわけでないので、そういう場合は、注意部分が欠落したりする部分があるので、実際そういうところには設置者に対して、色のついたリボンをして誰しもが分かるような指導とか町ではしているか、その辺の現状をお尋ねいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

電気柵の設置につきましては、その設置者に感電とかそういった場合の責任がありますということで注意喚起をしながら、設置の補助金の申請をしていただいているところです。ただ、補助金の申請をしない方で設置されてる方もいるかと思いますが、その辺については今後しっかり

周知してまいりたいと思います。

以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） 消防団の方々がそういう装備品を持っていないから、現状ではその線をカットする、切断するという行為はないかと思うんですけども、常備消防隊はそのような資機材を持っているので、設置者に確認するとか町に確認する前に、恐らくそういう場面があればもう切断してホースを伸ばしたり消火活動すると思うんですけども。

この間、5月のネットニュースとか新聞記事を見ますと、横浜市で救急隊が急病人がいるということで出動した際、玄関のマンションの扉を破壊したのはいいんですが、後に費用弁償をしなくないという裁判所の判決が下された事例があります。消防隊がそういうふうになったときに、町としてその設置者に対してのフォローアップとか補償とか、そういう部分についてはどのように考えておりますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

ケースバイケースにもよるかと思いますが、もちろんこちらのほうでそういう負担をしなくない場合というものは、やはり負担をしなくないものだろうというふうに思いますけれども、そのときの条件にもよるのかと思いますので、その対応はその都度していきたいというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） あとですね、先月の26日にKHB東日本放送で大規模林野火災の特集するニュースがございました。私もそのニュースを見てたんですけども、宮城県の緊急援助隊の隊長である仙台市の責任者のインタビューとか、あと栗原市の消防本部のインタビューを受けている中で、非常に熊対策に注意しながら活動しましたという話がございました。熊対策のスプレーとか熊鈴、あと場合によっては笛を吹いて消火活動したということでありました。そのほかにノミとかダニがそのエリアにいたので、虫よけのスプレーとかそういうものを装備しながら活動したというニュースがございました。それらも含めて町では熊対策、頻繁に町内でも出ているようですから、その辺の対応はどのように考えているかお答え願います。

議長（石垣正博君） ちょっと今の質問、もうちょっと明確にもう一度お願いいたします。

8 番（金須新一君） 消防団の活動に対しても熊の対応、そういうものを装備するべきでないですかということを言いたいんですが、その辺の回答をお願いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えします。

確かにそのようなケースというのはあろうかと思いますので、その辺につきましても消防団と御相談をして対応したいというふうに思います。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） それでは、大綱 1 番の（2）に移らせていただきます。

（2）につきましては、黒川地区支部で消防団員の長距離放水訓練、中継訓練をやってる実態があることは私も把握しております。しかしながら、大衡出張所では平らな場所で訓練をしている実態があるんですね。大規模林野火災が発生している場所は、もう傾斜のきつい場所であるという現実を考えますと、そういった地形を活用して訓練をする必要があると考えますが、担当課の考えをお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

町独自でそういう実際の林野火災が起きるような山を使つての訓練というのは今のところ考えておりませんが、県でやっています林野火災防ぎょ訓練というものがあつて、令和 5 年度から定期的に各市町村と共同で開催しているというような例もあるようでございますので、そのような機会も生かしながら、そういう現場というところに対しては考えていきたいというふうに思います。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） 考えていきたいということですが、実際、思ってるほど傾斜のきついところ、消火水のうを持って登ったり、あとポンプを中継する、3 台以上の中継体系を構築するということであれば非常に団の連携プレーが必要になってくるんです。例えば、傾斜のついたところに消防団が保有している可搬ポンプを据え付けたとしても、ポンプに不具合が発生して水を継続的に放水することができないんです。というのは、あとスコップとか、くわで畳 1 畳の半分ぐらいのスペースを作って、フラットな場所を作ってポンプを据え付ける、そういうことが必要なので、やっぱり消防団、大郷町全体でなくても分団ごとでもいいですから、そういうものをきちっと定期的にやらないと実際の災害のときにスムーズかつ効率的な消火活動ができないと私は考えてるんです。なので、そう

いう部分に関しては、速やかに訓練をしていただく環境を町として構築していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

やはり消防団の御協力がいただけないとできないことですので、今現在6月14日に向けて小型ポンプの操法訓練を行っておりますので、そのような場でも今のようなお話があったということをお伝えして今後どのように対応するか考えていきたいというふうに思います。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） 承知しました。

それですね、消防団の警戒活動、予防対策ということで、定期的に軽トラックを活用して広報活動をしている実態があります。常備消防本部も定期的に林野火災の広報をやっている現実を確認しております。

町の予防対策ということで、再質問をいたします。

先ほども話をしましたが、地域防災計画（風水害対策編）の林野火災対策、ページは121ページの6番というところで、防災活動の促進の中に、林野火災防ぎょ技術の取得と向上のため関係機関相互による訓練を実施する。そこはいいんです。あとは空中消火活動の強化と充実を図るとありますが、その部分の具体的な内容といいますか、どういうことを指しているのか、ちょっと具体的に説明いただきたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

こちらの地域防災計画の中では、災害に備えた形の予防策として最大限のものを記載しているというふうな内容だと思いますので、そのようなことも、空中の消火活動等の強化、拡充も図るというものにつきましては単独でできるものではございませんので、そのような協力をいただきながらという形で解釈しております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） それでは、その資料の120ページですね。森林等の管理、整備の中で、森林の所有者、管理者は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他林野火災の予防上の措置を講じるとあって、（1）から（5）まで、林道の整備、消防車両が通行可能な整備とか治山、森林を守り育てることだと思っんですけども、堰堤の整備、防火用水施設の整備、防火線の整備、あとは防火林帯の整備、防火性の高い樹木とかの植林等ということなんですが、あとは森林の適

切な保育管理、伐採とかそういうものをするということでもちょっと認識してるんですけども、実際そういうことはこの庁内で今話したようなことに該当する取組というのは実際やられてるんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

こちらにつきましても、先ほどの答弁と重なりますけれども、予防対策としまして最大限のものを記載している形でございますので、現時点としてこれを全部やってるのかというと、そういう状況ではないというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） そこで、町内の山はもちろん民有地もあると思うんですけども、森林の所有者、そういう方たちにも、そういう取組を理解して協力願いますというようなことだけはお知らせはしてるんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

総務課としましては特にやっておりません。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） じゃあ、総務課でなくて別な課を通してそういう周知をしてるんでしょうか。全くそれとも、地域防災計画にそういう記述があって何もしてないというのはちょっと腑に落ちないところはあるものですので、その辺についてはどうなんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

繰り返しますけれども、予防対策としてやるべきことは全てこう書いているという認識だと思いますけれども、実際計画上ありますので、もちろん周知というところはしていかなければならないものなんだというふうには確かに思います。現状、そのようなところは総務課側からは発信しておりませんので今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） それでは、林野火災の特別、ページは121ページにこういう記載があるんですが、林火災の特別地域の指定と。町は、林野火災の発生又は危険度の高い地域についてという文言がありますが、具体的にどのエリアが危険だというエリアの指定はされているんでしょうか。

議長（石垣正博君） ちょっとお待ちくださいね。今のこの一般質問について、基本的には町長との議論の場でありまして、担当課長への質問、これは

必要最小限にとどめていただければなと、そのように思います。それよろしくお願いいたします。

今の質問については、総務課長よろしいですか。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えします。

本町につきましては、山林が非常に、山林といっても里山ですけれども、結構多くなっておりますので、特にこの場所が危険というよりは町内全域というふうに思っております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） それでは、大綱 1 番の（3）に移らせていただきます。

自衛隊や県内、他県から緊急消防隊が駆けつけてきた場合ですね、町としての役割として情報提供するとか、町の状況はどうなんですかという、その自衛隊であれ、緊急消防援助隊に情報提供しなくない立場があると思います。

大郷町の面積は82キロ平方メートルなので8,200ヘクタールということで、町の面積の45％が山林であるという状況にあるとすれば3,700ヘクタールぐらい約あると思うんです。大谷東部、西部、粕川、大松沢、どこで発生するか分かんないですけども、仮に大松沢で発生したとしましょう。このエリアにはどのぐらいの森林があるとか、そういう情報はスムーズにできるような環境にあるんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

山林面積については森林簿というものがありまして、そちらに面積の記載がございますので、その地区ごとに集計すればその地域の面積は出るかと思います。

以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） じゃあ、5月26日のニュースでも見たんですけども、杉の木、油分の多い杉が延焼拡大を助長したということであります。そのエリアごとに、このエリアは杉の木が多いとか、あとは火災に強い、いろんな木の種類はいっぱいあるようですが、そういった情報などもその部隊に提供できるような環境にはあるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今申し上げました森林簿というものにつきましては、林班という形で、その樹種ごとに、面積、エリア指定、エリアが区切られておりますので、

それを足し上げていけば捕捉は可能だと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） それで、大船渡、いや、大槌では水源がなかったので、あの辺の地区は太平洋に近いので海水を活用したという報道もされているようです。

大郷町はこういう地形なので、河川とか、ため池とかそういうものを活用しなくないと思うんです。消防の年報というのがあるんですけども、黒川消防ですね。池とか沼、39ということで大郷町にはありますよというデータがございます。それとは別に深い山に入れば池とかもあると思うんですけども、町とすれば大規模林野火災が発生したときに空中消火でヘリコプターから給水する、そういう池はこの辺にありますよというそういうデータはお持ちなんですか。

議長（石垣正博君） 金須議員、ちょっともう一度申し上げますが、質問のこの範囲というのを超えてございますので、その辺をしっかりと踏まえて御質問よろしくをお願いします。

答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

地域整備課といいますか、町で、ため池台帳等を管理してございますので、地区にどういったため池があるというところはしっかり把握してございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） それでは、この大綱を最後にしたいと思います。

各種災害時に対応するために重要な人材として近隣市町村には自衛隊 O B の方々を危機管理監として採用しておりますが、本町には、富谷、大和、大衡にはそういう方がおられますけれども、本町には今不在なので、今後そういった災害があるときにエキスパートを配置することによって災害対応がスムーズにできる環境を構築できるのではないかと思います。最後に町長の考えをお尋ねしたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 災害というか、林野火災について、その対応について起きた場合の対応ということでいえば、万が一起きた場合の想定で今いろいろ細かい部分、質問を受けておりましたが、そこについて十分に地域防災計画等に掲げておりますが、十分にその分を備え、実行、整備して

いるという段階にないということも事実であります。

ただ、今町として一番皆さんに要望というか、お願いしていることは、やはり予防ということであります。火を出さないということの呼びかけについて、町として、あるいは消防団の方々、黒川消防署の連携の中でそれを十分にやっていく、そこに力を入れていくべきだと思いますし、本町において、先ほどの水源的な話もありましたが、限られた水源はあります。

ただ林野についても、どこから大規模というか分かりませんが、本町においては、大きな森林面積があるわけでもありませんので、まずもって火を出さないということをお願いを申し上げ、そして万が一の場合には消防の方と連携をし、そして、いろんな関係機関からの理解、協力を得ながら最小限に被害を抑えていくということに邁進というか、努力をしていきたいと思います。その辺については、近隣の今回の、全国的にここ数年、林野火災が発生しておりますので、何ていうか、重大さというか、悲惨な状況にもつながる、そして長期化になるということも踏まえながら、町としてこれから今まで以上にそこに力を入れていきたいと考えておりますので、金須議員がこれまでの経験ありますので、そういった情報等も、もしあれば知識も、町に理解というか協力していただきながら連携を取っていききたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（石垣正博君）　ここで10分間休憩いたします。

午　前　11時01分　休　憩

午　前　11時10分　開　議

議長（石垣正博君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

金須新一議員。

8番（金須新一君）　それでは、大綱2番（1）の再質問をさせていただきます。

答弁書には、昨年9月、支倉都市同盟を設立されたという記載があるんですが、私も独自でキーワードを打ってネットで検索しました。でも、設立したということはヒットしなかったんですね。ヒットしたのは、去年の6月30日にコリア・デル・リオ市のマルケス市長と村井知事がオンラインの会談をして、9月までに宮城県のゆかりある自治体に同盟の参加要項を確認してほしいと認めたとあるんですが、私も大郷は加入する意思表示はしてますよということは聞いてるんですが、その辺は、事実はどうなってるのか確認いたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） お答えいたします。

昨年ですね、まず意向のほうをしまして、正式な同盟につきましては、今年度の後半に関係の自治体を会場に正式に同盟をとというような流れで予定が立っております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） この答弁書の回答を見ますと、答弁書はやっぱり行政機関がつくった文章だなと思いつつも、何か今回は、抽象的な表現ですみません、何か私の直感力で、こういうことはいい未来につながるんじゃないかなと文章から読み解きました。

平成3年から平成9年まで交流はしてたんですけれども、町の財政とか見直しということで途絶えたということなんですが、大郷も体力がついて財政的に豊かになった暁には、もう一回、コリア・デル市と友好都市を結ぼうか、そういうことを考えているのか、また大郷の総合計画の中に気になった記述があったんです。平成25年度にスペインのコリア・デル市と交流を再開しようと思ったんですけれども、あっちの都合で調整がかなわなかったというふうな記載がありましたけれども、その辺の内容はどうだったのかお尋ねいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 町長の答弁と重なるところございますが、当時、様々な理由がございまして、積極的な交流というところまでは行っていないというのが現状でございます。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） ありがとうございます。

大郷の未来は大郷しか愛せないものしかつukれないと私自身考えてます。都市同盟の発起人はコリア・デル市の市長なので、今がチャンスではないかと思うんです、実をいうとですね。宮城県のホームページとかを調べますと、宮城県の各自治体がコリア・デル市と友好的な関係を結んでいるかという、仙台市であれ、川崎であれ、石巻とかはそういう関係を、友好都市を結んではおりません。なので、こちらから積極的にアプローチして、最終的には町長とか副町長、教育長、その三役が実際現地に行って、その思いを伝える特使役とか、そういうことで関係性を構築したらいいのではないかと思います、その辺のところを町長、考えをお聞かせ願います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 支倉都市同盟の結成と同時に、あとは観光、仙台市というより宮城県としての観光、支倉常長関係ではありませんが、都市同盟の関連でメキシコ、キューバ、スペインとかイタリアということで、県内のみならず国外もコリア・デル市だけでないんですね。そういった中での都市同盟ということで広く国際交流に、いわゆる常長の足跡のゆかりのある都市同士でつながるということで、大郷町としても昨年からいろんな会議に行っておりますし、実際東京でもそういう場面もありましたが、その際にもイタリア、スペインの方々というか、そっちからも参加されておりますし、当然そういうことであれば我々も海外に行つてというか、交流をしながら、文化交流のみならず産業交流、あるいは青少年の育成ということも視野に入れながら、今後積極的に展開してまいりたいと考えております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） ありがとうございます。

その中で、「おおさとまつり」を予算600万円の経費を取って大きい形でやる計画があるようではございますけれども、川崎町では、もう今年で33回単独で「支倉常長まつり」をやっておりますが、その「おおさとまつり」の中で、支倉常長公の功績をたたえるような特化したそういう部分を祭りの中でやったほうがいいのではないかと個人的に考えてますけれども、町長、その辺についてのお考えをお聞かせ願います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 今言われた内容なんです、今回まず祭りを、夏祭り5年に1回だったんですが、町民の方々、特に若い世代の方々から、やはり毎年やってくださいということで、夏だと非常に昨今の気象状況、厳しいものがありますので秋に設定して、今年度第1回の大郷支倉まつりという名前を入れまして10月3日にやる予定でございます。

あえて支倉を入れたということは、議員の望んでいるような内容も当然含んでおりますし、大郷町の数少ない観光資源であります支倉メモリアルパークについては、仙台市の方々も、去年知り合った方々が、女性の団体の方が視察というか、見学に来ておりますし、東京から来ていただいた人もおります。そういうことで大郷町で支倉常長にゆかりの地ということで観光につなげていければと思いますので、そこをネーミングとして大郷支倉まつりとしたということでありますし、米沢市もそうあります、あと川崎町とも連携というか、文化交流も図りながら、産業交流、人的交流も図りながら、これから「おおさとまつり」を機にと

いうか、そのみならず、まちづくりにつなげていければと思っております。そういった意味で大郷支倉まつりとしたという経過もありますので、当然議員の望むような内容で進めていきたいと考えております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） 今町長の答弁をお聞きしまして、何か私もわくわくしてきましたので、自分もやれること、微力ではありますがやっていきたいと思えます。

（２）に移らせていただきます。

答弁書には、直接の関係性、前から米沢とはないですが、まずは文化や教育の面からこういうのをきっかけを模索してとあります。教育の関係で質問というか、提案ですが、大郷中学校のホームページをチェックしますと、年間行事ですね、５年生は６月に校外学習、松島、１１月に１泊２日で松島を予定しているという記述がありました。ちなみに、こういった場所にどういうことをしてるのか、そこは担当課長に説明をお願いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君） お答えします。

５年生の校外学習につきましては、野外活動を行うことを目的に実施しております。

そして、今年度につきましては、松島自然の家に伺って海の体験などを行う予定となっております。

以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） 分かりました。

それで、やっぱりつながりを持つとしても急に友好的関係を構築したいですというわけにはいかないの、例えばですよ、今、宿泊学習を松島で計画を実施しているのであれば、今後その宿泊先というか、勉強する先を米沢に変更して、米沢、常長公の誕生の地、米沢は伊達政宗公の誕生の地でもあります。上杉家としての歴史的背景とかですね、そういう歴史の勉強をできると思うんです。そういう実績を持って、米沢市さん、どうですかというアプローチをしていけばいいのかなと思いますが、急に今までやってた事業を変更するのは難しいかと思いますが、教育長、その辺のお考えを聞かせていただきます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。教育長。

教育長（関 一男君） お答えいたします。

今、金須議員からお話ございましたが、5年生の、これも課長からも答弁しましたが、5年生の宿泊学習につきましては、目的が自然体験活動ということでございまして、それからまた、集団生活、集団での宿泊学習、こういった体験を目的として行っているというふうに承知しております。そういう中で、5年生の宿泊学習に歴史学習を取り入れるということにつきましては、学校としましても、すぐに検討するというのは今の状況では難しいところがあるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） それでは、ハードルがかなり高いということは認識しました。

あとは、米沢のアプローチの仕方というのはいろいろあると思うんですが、例年米沢で9月に米沢牛まつりを開催してるという実態がございます。こちらからその祭りに町の職員やら大郷牛の生産者等で出向いて、大郷牛というか仙台牛の販売をすとか、もういろんな交流のきっかけづくりに取り組んで、さらに、先ほど町長から答弁をいただきましたけれども、秋の祭りに御案内をするなど、そういう取組、積極的にアプローチをして、行ったり来たりしているその実績をつくって最終的な友好的な都市つながりを公式化というふうな手法を取っていけばいいのかなと思いますけれども、その辺についての町の考えはいかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 先ほど答弁した内容と同じなんですが、その辺の、大きくいえば、先ほども言った教育、文化、産業の交流ということで図っていければと思っておりますし、これまでもそういった関係者の方々、米沢の方々、川崎市の皆さん、町長をはじめ担当課の皆さんともお話をさせていただいているというか、そういう機会が結構ありましたので、これからもそこを密にした形で、できるところから交流を深くしていきたいと思っておりますし、あとは子供さんというか、昨年、大郷町で常長のビバ音頭ですか、踊ってましたけれどもね、作っていただきました。そういったものも、中央のほうにも行って、発表の場とかそういったものに参加して交流をより密にしていって、そして、子供たちも大郷町、そして支倉常長イコールで自信を持って、この町で育っていただければと思っておりますし、将来的にも、もし東京とか海外に行って仕事をする方々でも大郷町出身ですよと胸を張って言えるような、そういった状

況、環境をつくってまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（石垣正博君） いいですか。

8 番（金須新一君） これで一般質問を終わらせていただきます。

議長（石垣正博君） これで金須新一議員の一般質問を終わります。

次に、7 番鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） 通告順位 2 番、鈴木恵子です。よろしくお願いします。

それでは、大綱 1、女性防火クラブについて。

本町では、人口減少や高齢化が進む中、地域コミュニティの維持も課題となっています。そのような中、2 行政区で女性防火クラブが解散したと伺っています。

（1）行政区によって活動の負担感に差があると感じるが、町として行政区の現状把握はされているのか伺います。

（2）従来型にこだわらず、持続可能な地域防災組織としての女性防火クラブのあり方を町は示すべきと考えるが、町の見解を伺います。

大綱 2、ふれあい農園について。

農園については、50 区画中 1 区画のみの利用者と伺っています。また地権者との賃貸借契約についても、今年度は単年契約となった。

昨年末には、地権者説明会も開催され、その際、「貸付意向確認書」を配布し地権者に回答を求めた。

（1）「貸付意向確認書」に対し地権者からの回答状況を伺います。

（2）現時点で、町として来年度以降に向け、どのような方向性を検討しているのかを伺います。

大綱 3、環境美化対策について。

本町では毎年 5 月末「ゴミゼロクリーン作戦」が実施されている。

（1）「ゴミゼロクリーン作戦」を通じて、行政区ごとのポイ捨て、不法投棄の発生箇所について、区長や地域住民からの聞き取りや情報収集を行っているのか伺います。

（2）町として、「ゴミゼロクリーン作戦」は単年度の清掃活動として捉えているのか。継続的な環境美化対策へと結び付けておられるのか伺います。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 鈴木恵子議員の大綱 1 つ目、「女性防火クラブについて」の御質問に答弁をいたします。

（1）の「町としての現状把握」につきましては、不来内地区、土手

崎地区で解散をされており、女性防火クラブに限らず地区役員のなり手不足で御苦労されていることは区長会議等でも把握をしてございます。

(2)の「持続可能な地域防災組織の町の見解」につきましては、行政区選出団体の運営状況等を確認し、各行政区の考え方もお聞きしながら、地域の実情に合った持続的な組織づくりを共に考えていきたいと考えております。

次に大綱2つ目の「ふれあい農園について」の御質問に答弁をいたします。

(1)の「貸付意向確認書の回答状況」につきましては、対象者17名のうち、貸付の承諾をいただいた方が16名、御事情により承諾をいただけていない方が1名となっております。

(2)の「来年度以降の方向性」につきましては、現在、民間企業等との協議の中で、貸農園事業に留まらない多角的な利活用の可能性について調整しているところでありますが、今年度中に新たな展開が見込めない場合には、賃料の減額や土地の返還も含め、地権者の皆様と協議をしてまいります。

次に大綱3つ目の「環境美化対策について」の御質問に答弁いたします。

(1)の「ゴミゼロクリーン作戦を通じたポイ捨て等の情報収集」につきましては、環境衛生組合長の皆様から、粗大ごみの搬入時などに情報提供をいただいております。ゴミゼロクリーン作戦実施日だけではなく、不法投棄等の御連絡をいただいた際には、現場を確認し対応しているところでございます。

また、シルバー人材センターとの業務委託契約により、週2回程度、町内を巡回し、報告をいただいております。今後も地域の皆様と連携を図り、早期発見と早期抑制に努めてまいります。

(2)の「ゴミゼロクリーン作戦」につきましては、町民の皆様のゴミゼロへの意識の高揚を図り、清潔で快適なまちづくりに資することを目的としております。広く町民の皆様へ環境美化への意識づけを行う啓発活動の一環として、年に1回行っております。

日頃から各行政区内のごみステーション管理や、地域内の環境美化・清掃に関わる活動については、環境衛生組合長を中心に活動いただいておりますので、町内一斉で行うゴミゼロの日クリーン作戦と各地区の活動を継続し、環境美化対策を図ってまいりたいと思います。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） 女性防火クラブの存続については、なかなかこれは難しい問題だと把握しております。郡内に住む同級生なんかに聞いても、なかなかはっきりした答えというんですかね、こうするべきだよねとか、うちのほうはこうなんだという答えも、私もいまだに何か結果的には出せない状況でこの質問をして本当に何か逆に申し訳ないと思ってますが、お答えはしていただきたいと思います。

2つの行政区が解散した背景と理由を町は把握してるんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

一番、理由としましては、やっぱり役員の成り手不足ということと、やっぱり女性防火クラブとしての活動に対する疑問といいますか、あとはやっぱり全体的に人口が減ってるというか、そういう状況だというふうに聞いております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） それで、今現在まだ20団体あるんですけれども、現在、運営に不安を抱えたり、将来的に解散を検討している地区があることを町は把握してるんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

具体的に解散という意味ではありませんが、そのようなところで地区内で話がされているというところは3行政区ほど把握しております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） それで、答弁の中に区長会議等とあり、区長の話は聞いているようですが、当事者である女性防火クラブの役員会や総会でいろんな声は上がってはいないんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

私4月に異動したばかりですから、各行政区の防火クラブ等については直接お話しする機会ありませんけれども、連合会という町全体の組織の中では、全体の会議の中ではそういうお話はございません。ただ、各地区の行政区の役員さんからは、やはりその役員の成り手がなくて大変だというお話を伺っております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） それでは、（2）番に行きます。

すみません。地域の実情、従来型にこだわらず地域の実情に合った組織づくりを共に考えていきたいと町で答弁がありましたが、町として女性防火クラブの今後の在り方について何らかの方向性や将来像を持っているのか伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

やはり女性防火クラブにつきましては、各行政区の中で御協力をいただいている団体でございますので、一方的に町から、こうだという形ではなかなか難しいのかと思っております。

女性防火クラブが単体の中で、なかなか役員不足もあって継続が難しいというお話はいただいておりますけれども、そういう状況の中でやはり話をいろいろ聞きますと、夜の会議の出席であったり、土日に総会等に会議に出たりするところの負担感が非常にあるというふうに伺っております。ですから、各行政区の中でまず1つあれば一番いいわけですが、そういう会議でどうしても出席できない場合には、複数の行政区の中で御相談をいただいて御出席いただくとかですね、そのような柔軟な体制で、できるだけ継続をお願いするようにしていきたいというふうに思っております。

また、解散されている地域につきましても、解散される際にお話をお聞きした内容だと、そういう連合会の出席というのはできませんけれども、各行政区の中での自主防災の中では活動を継続しますというお話をいただいておりますので、もし解散された場合でもそのような形で、やはりこれまで担っていただいた役割を引き続きお願いできればなというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） それで、今やめられた2行政区でも自主防災で活動しますという話なんですけれども、新しい大郷スタイルという感じでアンケートを取るなり、みんながやっぱりこれ不便だなあ、慣れないなあ、また役回ってくるなという不安感というんですかね、そういうのを払拭していただくのが一番理想的なのかなと私は思うんですけれども、ここどのような方法で各行政区や女性防火クラブの意見を集約して、今後の組織づくりにつなげていく考えなのか伺います。

議長（石垣正博君） ちょっとごめんなさい。（「駄目」の声あり）鈴木恵子議員にお話ししますが、先ほどと同じように町長との議論の場ということで先ほどもお話を申し上げました。なるだけ必要最小限、その辺を願

いできればなと思います。分かりますか。鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君）　じゃあ、すみません。町長に、今後どのような方法で行政区や女性防火クラブの意見を集約する中心となっていて、女性防火クラブなくなると困るという、さっき執行部からの話もありましたが、どのように、どのようにというんですかね、検討していただく努力をしていただきたいんですけれども、町長ちょっと御意見伺いたいんですけれども。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　アンケート意向調査という、その考えは私持っていない。むしろ各そういう事情がある方に何で解散しなきゃいけないかというのは、先ほど担当からお話した役員の成り手不足ということなんですよ、一番は。役員の負担が、やっぱり昔だと、昭和の時代まではある意味、いい意味での田舎の場合はおせっかいの人がいっぱいいました。男性、女性限らずですよ、いろんな世代で。そういうのがなくなってきた。つながりが希薄になってきてる。あとは労働環境というか、も違う。生活環境が要するに変わってきてる。自分の生活で、朝起きる時間も仕事場も全部ばらばらになっている。その中で、高齢化社会の中で、定年延長にもなって、60代でも70代でもパートとか仕事、会社員とかある。そういった場合に世話役として、そういった会議に出席するのは非常に辛いということだと思います。

ただ、大郷町に限ればというか、他町村に私は劣らずだと思うんですが、大郷町の皆さんは、よその町の人よりは思いやりも強く、支え合いの気持ちも強く思っております。そういった意味で、先ほど、ある行政区の話で、女性防火クラブは解散したが、地域においては自主防災組織において、同じく自分たちの役割、仕事をしていくということで、自主防においては、女性クラブのこれまで同様の活動には参加する、協力するというお話もありました。これだと思うんです。こういった形でいいかなと思っておりますし、例えば各行政区から必ず代表者1名を出して連合会をつくる、役員を出していただくということで限らなくても私はいいと思います。各地区地区でこれまで同様の活動をやっていただくことが最優先であろうと考えております。女性防火クラブのみならずですが、いろんな組織がやはり昔と違って数が少なく、役員の成り手不足ということになっておりますので、各行政区から1人ずつ出すという状況は必ずしもなくてもいいかなと。ただ活動はやっていただきたいと思います。

御案内も全世帯に配布をお願いをして、そういった事業にして、例えば町の、今度ありますけれども、町の総合防災訓練についても町民皆さんに広くお知らせしてやっていく。代表者だけ参加している状況もありますが、果たしてそれがこういうふうになってきている原因もあるのかなと私考えておりますので、各行政区から防火クラブあるいは消防団、区長さんはじめ何名だけ参加とかということになると、その役員だけの意識が強いと同時に負担がかかっているのかなとも思っておりますので、そういう意識のある人が誰でも気軽に参加できるような、そういう大会というか組織も、組織というか、事業も必要なのかなと思っておりますので、各地区から、例えば東部地区から3名出してくださいとか、2人出してくださいとか、そういった形でもいいと思うんです。中村行政区は人口いっぱいありますので、そういったところからは2名出させていただくとか、3名でもいいですよとか、希望する方は参加していいとかという形で、最大限の女性防火クラブとして連合会するのに、例えば最大限30名とか25名とかで構わないと思うんですよね。いないところはなくて構わないし。出るところは、例えば、連絡網をきちっとしていただければいいのかなと思っておりますよ。例えば少ない行政区同士で、隣であれば、今なければ、例えば山崎で、私のところであれば不来内の皆さんにも連絡広報しながらやるとか、味明の人と協力してやるとか、大松沢でもそうですけれども、そうやって隣の行政区と一緒に行動するとかでも構わないのかなと思っております。

あとは、町の総合防災訓練のやり方、場所についても、以前は回ってたというか、大松沢地区でやっていたこともありますが、今はこっちで町民グラウンド、グラウンドというか体育館、運動場だけでしかやってませんが、必ずしもそれがいいのかどうかも含めながら、それこそ皆さんの意向を聞いてやればいいのかと思っております。

組織の在り方、今後どうするかということについてのアンケート意向調査じゃなくて、何か問題があるのかということ。役員の選出で負担かかるのであれば役員の負担を少なくしてやる方法、今までの会議の数とか、会議の場所も考え直すとか、必ずこっちまで出てくるんじゃないくて、大松沢地区で町全体の会議をやるとか、東部地区でやるとかという配慮も必要なんではないかなと考えておりますので、そういう意味での、組織の継続ということじゃなくて今やってる事業の在り方についての意向調査については必要あるかなと思っておりますが、解散するかしらないとか、そこまではあんまり思っておりません。いずれにしても、いろん

な方向性をこれから今模索していく段階で、女性防火クラブのみならず、行政区の再編等のお声というか、お話もありますのでその辺含んで検討していきたいと思います。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） 私も地区で女性防火クラブの総会があったとき、やっぱり古くからいる方は、この女性防火クラブなくなると女の人たち集まることも、地域のコミュニティーに不安を感じるということで、うちの地区は今続けているんですけども、今町長のお話を聞いて気持ちが楽になりました。そんなに無理しないで、できる限りでやっていけばいいんだと、地区の方にもそういった回答を持っていけるので私もとても安心しました。

それでは、大綱 2 に移らせていただきます。

ふれあい農園についてですが、貸付意向確認書の内容はどういったものでしたか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちらの貸付意向確認書でございますが、こちら昨年 12 月に説明会のほう、地権者の方への説明会の場で確認書をお渡ししたものでございます。その内容につきましては来年度ということで、今年度ということになります。令和 8 年度、町に貸付けいただけるかどうかというところでの意向の確認というところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） じゃ、貸してくれるか、貸してくれないかの 2 択の調査だったということですね。じゃ、その中で地権者 17 名のうち 1 名はこれ貸付けに承諾しなかったという意味なんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちらですね、本人の意思で貸さないといったことで承諾しないという形で確認書を提出いただいたというわけではなくて、個人的な事情により連絡が取れないという状況がございまして、承諾をいただけてない方ということで表記をしております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） では、（2）に行きます。

地権者説明会で渡された紙を今私手元にあるんですけれども、今後の方針についてということでもちょっと読ませていただきます。

これまでふれあい農園の運営に当たっては、地権者の皆様と5年契約による賃貸借契約を締結しておりましたが、近年の利用状況を鑑み、単年契約へと変更させていただきたいと考えております。また、個人利用者に加え、法人や団体の利用も積極的に受入れ、多様なニーズに応えられるよう町として募集を行い、利用者増を図ってまいります。しかしながら、1年間募集を行っても利用希望者が集まらない場合には、貸農園の利用にこだわらない形態での法人の誘致や賃料の減額、土地の返還等も含めた中で活用方法等を検討し、地権者の皆様に事前に御相談の上、円滑な手続を進めてまいりたいので何とぞ御理解のほどよろしく願いいたしますという今後の方針だったんですけれども、ほぼ答弁書と同じということなんですけれども、民間企業と協議中ということなんですけれども、こういった企業さんと今協議中なんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） 今現在というところでございますが、ふれあい農園で野菜を生産したいという農業法人さんとお話をしているところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） それは、いつから協議してるのか分かんないんですけれども、協議段階はどのくらい進んでるんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） こちらにつきましては、現場は当然、確認をいただいて、こういった作物を作るといような明確な計画もある中で、ただ、まだ当然ながら地権者の皆様にもお話はできていないというところもございますので契約までは至っていないというような状況でございます。こちら、ある程度、確実に進められるというような状況になってきましたら地権者の皆様にも御報告をさせていただき、御承諾もいただきながら進めていければと思ってございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） じゃ、ふれあい農園の現地をその会社に確認していただいたということなんですよ。

それで、今年度の敷地の整備、草刈り予定、今ちょっとまだ草は伸び

たような状態なんですけれども、いつ頃を予定してるんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） 本来であれば、もう契約をして1回目の草刈りをしていただければというような状況ではございましたが、まだ今現在では契約のほう整っていないと、これまでお願いしていた事業者さんとの契約が整っていないというような状況ございましたので、早急にそこは業者さんと契約をして環境の整備に努めたいと思ってございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） 話が整ってないから、まだ環境の整備に取りかかってないということなんですか。もう一回ちょっとお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

話が整っていないというか、今年度については業務を受けれないというようなお話をいただいておりますので、別の事業者さんをお願いできればということで今調整しているところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） 答弁書にもありましたとおり、今年度中に新たな展開が見込まれない場合ですね、いろいろうたってますが、判断時期というのはいつなんでしょうか。年度末ぎりぎりにやったんではまた経費かかることですよね。ちょっとこの判断時期についてお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） ある程度、議員おっしゃるとおり年度ぎりぎりというわけにはいかないかと思ってございます。また、町としても予算であったりも絡むということもございまして、目安としては冬になる前には、ある程度、地権者様ともお話しした上で方針を決定できればと担当課としては思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） それは誰が決定というか、判断するんですか。やるやらないとか何か、教えていただきたいです。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

やるやらないといったところの最終的なというところに関しては、当

然合意の上でということになるかと思いますが、その辺は当然ながら地権者の皆様と何度かお話を重ねながらしっかりと協議していければと思っております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） すみません。今私が言っている意味は、新たな展開が見込まれない場合と判断する場合、どのタイミングというか、冬になる前ということなんですけれども、誰が最終的に判断して、地権者さんにも事前にお話しなきゃいけない、今6月、あと6か月たてば来年にまたなってしまうんですけれども、そんないつでも何かぎりぎりの状態でやって、また来年度もとなるのはちょっとあまりにも、税金使ってることですので町民に対して私は失礼なことだと思ってるんですけれども。

例えば、あとですね、賃料の減額ってあると、減額してまた借り続けるという考えなんですか。例えば、新たな展開が見えないとき、減額しても借り続ける理由は何なんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちら減額というのは、可能性として、話合いの中でそういったことにもなるのかなということも想定しての内容ということになるかと思えます。地権者の皆様としても、中には返されても困るというような方もいらっしゃるのかなというところもございますので、様々な可能性を考慮して、減額も含め、当然返還というところも含め、今後協議をしていければというような内容でございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） 今利用者の方が1名ということで、もしこのふれあい農園やめますよとなった場合、その1名の利用者さんはどうなってしまうのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちら1名の利用者さんにつきましては、現在のところ町との契約ということで契約をさせていただいております。この方につきましては来年度以降も使い続けたいというようなことで、仮にですけれども、町でそこは土地を返還してというような形を取るというような状況になった場合については、そこの土地の所有者様とその利用者様で直接の契約ということも考えられるのかなというふうには思っておりますので、その

際は当然町もその間に入らせていただくことが、御案内ということですから、させていただければと思いますが、そういった形になるかと思ってございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） 利用者さんとしては、大郷町から借りて、長年、多分あそこで農業を楽しんでる方だと思うんですけども、今度支払いの窓口とかが個人個人とかとなった場合ですね、ちょっと今まで借りてる人だからトラブルとかはないと思うんですけども、こういったことも少し考えていただきたいなと思います。

そして、ちょっとこの問題についてなんですけれども、どっちにせよ、判断時期と判断基準を明らかにすべきだと思います。本当に冬になる前ということなんです、これアバウトですよ。これ、きちんとした見解を伺いたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 年内ということですね。

利用されてないふれあい農園の場合は、何年も利用されてないで、町で賃料ね、地権者に対する借地料を町で出して、利用料は指定管理のほうに入ってたという経過があって、そのこの努力の度合いが問題があったのかなと思ってます。指定管理に任せてるからということで、利用者が少なくともそのままやってたという状況もあったんで、その辺について、先ほど担当からお話ししたとおり地権者の皆さんにも過般お話を申し上げ、今後の在り方について土地の返還もあり得るというお話もさせていただいておりますので、今後は、そういったことになれば、誰も借りる人いなければ、その借りる人、ふれあい農園として利用する、あるいは別の用途で借りる事業者があればということで今町でいろいろ折衝をしてる部分もありますので、その辺の経過次第によっては返還ということも視野に入れながら、あるいは全面積じゃなくてということも検討を考える範囲内に入れていかなきゃいけないのかなと。あの面積の半分だけ使うとか、3分の1だけ利用するというものがあれば、そこはそこでそういう利用方法もある、ふれあい農園として、全体の中をふれあい農園として活用するということについては、やはりなかなか難しいかと思いますが、今時点で。ということになると、年内に、今言った賃料の減額というのは視野には入れてますけれども、なかなか難しいかなとは思。返還するか、値段を新たな設定の中でやるか、あるいは地権者と借手側の直接

のやり取りでやっていただくかの方向を今年中に示していきたいと思います。

議長（石垣正博君） それでは、ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時15分いたします。

午 後 0 時 0 1 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） では、大綱３の環境美化対策についてお伺いします。

地域のコミュニティーにとっても、このような、みんなが集まってごみ拾いをするということはとっても必要な事業だと思っています。その中で、この答弁書にありましたけれども、そのほかにもシルバー人材センターの方が週２回の割合で町内を巡回し、報告いただいているとありますが、同時に巡回だけでなく回収もされているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（高橋裕美子君） お答えいたします。

シルバー人材センターさんをお願いしています巡回に関しましては、仕様の中には回収のことは書かれておりませんので、回収は基本的にはしていません。情報をいただいて、こちらで現場を確認して回収をしたりに対応をしております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） じゃ、報告いただいてすぐ対応するという考えでよろしいんですか。はい。

じゃ、その都度、粗大ごみが出てくると思うんですけども、それはどのように処分していくのでしょうか。ある程度集まってから処分するんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（高橋裕美子君） お答えいたします。

家庭ごみのような一般のごみステーションに置けるごみでありましたら、袋を入替えましてごみを処理しています。ただ大型のものでしたり、タイヤなどの処分できないものに関しましては、町で保管をしておいてゴミゼロのときに処分などの対応をしております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） 先日のゴミゼロ作戦で集まった粗大ごみを見にいきました。それで、週 2 回の町内巡回しても、あれほどのごみが集まるんだなあと正直びっくりいたしました。前年と比較して今回多かったんでしょうか、少なかったんでしょうか。また、ふだんのも集めてお支払いするということなんですけれども、今回のごみ処理料というんだか処分料、大まかな処分費用を教えてくださいたいです。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（高橋裕美子君） お答えいたします。

令和 7 年度のゴミゼロのときの処分の費用は、31 万 3,000 円を上回っております。

今年度のゴミゼロで回収した量に関しましては、量自体は少ないんですけれども、回収したごみがタイヤなどが多くありました。タイヤは単価が高いため、昨年度同額、同等レベルか、もしくは上回る可能性があると思い、今業者さんに見積りをいただいて、今度契約に進む予定になっております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） 町としてごみのポイ捨てとかの対策は強化すべき問題だと思っておりますが、どのような対策を取って、これからポイ捨てとかの数というんですか、そういうのを減らしていく対応策などがあったらお教えてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（高橋裕美子君） お答えいたします。

今、例えば情報をいただいて、現場を確認して看板の設置ですとか、あと町のほうには限らずなんですけれども、大きなものがあつたよという情報があつたときには、いろいろ対策を考えています。やはりきれいな町には捨てない気持ちも育つかなと考えておりますので、今後も環境美化活動の一環としては継続していきたいと思っています。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） 私、いつでも通る道路、俗に言うそのオランダ坂なんですけれども、やっぱりいつ見ても道路脇の除草作業が、いつ見ても草が伸びている。それでやっぱりごみは捨てられやすい。そう考えると、除草作業をまめにしたほうが効果が出るような気がするんですけれども、その件について町の見解をお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（高橋裕美子君） お答えいたします。

確かに場所によっては草が伸びていて、その中にごみが捨てられるということも現状としてあります。例えば町道でしたら各課とも連携をしており、草刈りの関係とかを情報共有していきたいと思いますし、また民地に関しては状況を見ながら判断していきたいと思います。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） じゃあ、（2）に行きます。

啓発活動を行っているということで、啓発活動を行っていることは理解いたしました。その上で、環境美化への意識を将来にわたり継続していくためには、子供たちへの環境教育も重要であると私は考えております。それで、例えばですね、今でもお子さんにごみ拾いさせて何か事故があったとか、いろいろ問題があると困るから、そこまでは強くは言わないんですけれども、クリーン作戦の実施の状況や成果について小中学校の朝会や学級活動などで紹介し、町全体で取り組んでいる環境……。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） 駄目。

議長（石垣正博君） 通告外ですね。

7 番（鈴木恵子君） 駄目ですか。

議長（石垣正博君） はい。別の方向から。

7 番（鈴木恵子君） そうですか。

議長（石垣正博君） 申し訳ないですけれども。

7 番（鈴木恵子君） 分かりました。じゃあ、一応通告外ということで残念なんですけれども、道德教育に生かしてもらいたいという私の意見でしたので、もしよかったらメモをしといてください。よろしくお願いします。

あとですね、当日多くの町民の方が早朝より作業しております。

町長にお願いがあります。録音で構わないので、町長から朝 6 時とか 7 時とかに町民に向けての何かねぎらいの言葉とかの放送があると、何か町長さんがちょっと姿を見せただけで町民の方喜ぶんですよね。声を聞いただけでも、「ああ、うちの町長こうやって見てくれてるんだな」と感じてくれる方も多いと思いますし、ぜひとも何かそういうことがあるとき、町長の声を朝、聞かせていただけるとありがたいんですが、町長の見解をお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 作業の慰労ということですか、作業時間。ちょっとそこを確認します。いつやれということですか。

7 番（鈴木恵子君） 一応始まる時間とか。

町長（石川良彦君） そうですか。分かりました。

議長（石垣正博君） 町長。

町長（石川良彦君） 録音ということであれば可能かもしれない。私も一緒にこの間の日曜日も朝 6 時から 8 時ちょっと過ぎまで頑張っていましたんで、その時間帯はできません。はい。でなければ可能かな、録音であれば。私の声がいいかどうかはちょっと分かりませんが、何らか工夫、感謝の考えというか、感謝の言葉は伝えたいと思います。分かりました。ありがとうございます。

あとは、先ほど言われた小学校、中学校というか、子供さんのお話、さっき言っていましたけれども、ゴミゼロクリーン作戦、当初、一緒にやってきましたよ。最近どっかの、何年か前から恐らくなかったと思うんで、その辺も、あとは子供会とかの組織、PTA の組織が減少しとか、生徒数の減によって、なかなか組織活動できかねてるところで恐らく一緒に入らなくなったのかどうか分かりませんが、その辺も可能かどうか、今後の中で検討させていただきたいと思います。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） みんなで一生懸命町をきれいにするんだというその心が、大郷町に育ってくれば、こんなに町にとっていいことはないと思いますので、ぜひ町長、当日でもいいし、月曜日の朝に昨日は御苦労さまでしたとか、きれいになりましたとおかわりで言ってもらおうと、なもうれしいかなと思います。

じゃ、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（石垣正博君） これで鈴木恵子議員の一般質問を終わります。

次に、5 番赤間則幸議員。

5 番（赤間則幸君） 通告順位 3 番、赤間則幸でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。

大綱 1 番、町長公約の進捗状況は。

町民と約束した「町民と共に進める新しい大郷町」を掲げ、新町長に就任し、間もなく 1 年が経とうとしております。

町長が掲げた公約の 6 本の柱の進捗状況が中々見えてこない。以下について伺う。

（1）番、公約をどのようにして実現していくのか。

(2) 町民が安心して暮らして行けるまちづくりをどう進めていくのか。

大綱2、道の駅に温泉施設を。

町唯一の賑わいのある「道の駅」をパワーアップする事がさらなる活気のあるまちづくりに繋がっていくと考えております。そのためにも温泉施設をつくり、交流人口増加、町民の健康増のために是非とも進めてほしい事業と私は考えております。町長の見解を伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 赤間則幸議員の大綱1つ目、「町長公約の進捗状況は」の御質問に答弁をいたします。

(1) の「公約の実現」につきましては、町民の皆様とのお約束として、現在、計画的に取組を進めているところでございます。

それぞれの施策につきまして、財源の精査や関係機関との調整を行いながら課題整理を進めており、進捗状況には段階の違いがございますが、優先度や費用対効果を踏まえ、実現に向け着実に取り組んでまいりたいと思いますし、できる分は少しずつ実施をさせていただいてきているところでございますので御了承願いたいと思います。

(2) の「町民の皆様が安心して暮らして行けるまちづくり」につきましては、私の最重要課題として位置づけ、計画的に取組を進めているところでございます。

防災・減災、医療・福祉、子育て支援、教育、生活基盤の整備など、安心に繋がる分野は多岐にわたります。それぞれの課題に応じ、優先度を整理し、財源の確保や関係機関との調整を図りながら、着実に前進をさせてまいります。

今後も、町民の皆様の声を丁寧に伺いながら、誰もが安全で、将来に希望を持てるまちづくりを進めてまいります。

次に、大綱2つ目の「道の駅に温泉施設を」の御質問に答弁をいたします。

道の駅おおさが本町の活力創出を担う重要な拠点であるという認識につきましては、深く同意をいたすところでございます。温泉施設の併設は魅力向上に繋がる一方、多額の初期投資や維持管理コストの発生など、財政面や運営面において多くの課題が想定されます。そのため、町が事業化することについては極めて困難であると考えてございます。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） それでは、質問させていただきます。

大綱 1 番、「公約の進捗状況は」について質問させていただきます。

今答弁いただきました。その中で、財源の精査、関係関連との調整を行っておるということでございますが、これはもう町長が就任しまして、まず、まだですがもう 1 年近くなると思いますが、そういう中で精査や関係機関との調整、いつ頃までに終わるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） それぞれ多岐にわたっておりますので、それぞれ違う部門もあります。例えば、すぐできることについては、例えば子供の遊具とか簡単に買える部分とか、そういった部門についてはすぐ取りかかることできるんですが、国の制度政策あるいは補助金交付金等の兼ね合いもあります。町の財政状況、議員も御案内でありますけれども、今公共施設について、これから修繕、改修ということで多額の金額がかかっております。上下水道だけでも、ここから 10 年の中で 10 億数円程度は黙ってかかりますし、そのほかに、役場庁舎もそうですが、学校、校舎、小学校、中学校全て、あるいは文化会館もそうですが、公共整備というか、施設の整備を恐らく優先しなきゃいけないかと思ひますし、昨今のこういう猛暑、酷暑と呼ばれる時代に突入しておりますので、公共施設の、俗に言う教育施設等の冷房設備とか LED 化とか、そういったものをまずもって優先しなければならないということありますので、そういったことも考慮しながら、できることから一つずつやっていかなければならないと思っておりますし、先ほども開会に当たってもお話し申し上げましたが、これまでの行政報告の中にもちょっと触れさせていただいておりますが、出産育児金費用が結構高額になって、国から来る分、出産育児一時金ありますけれども、現実の出産費用とは 5 万円から 10 万円くらいの差が、病院によっていろいろですけれども差があるということで、それを幾らかでも補ってということでそういう手当の支給とかはできるんですが、あと介護の方々、携わってる方々に対しましての、特に在宅でやってられる方々に手当支給とかありますが、その辺の中においても、なかなか国の制度制約もあります。その範囲内でやれる方策も考えておりますし、現実としては 3 月の定例会でもお話というか、予算にも入っておりますが、おむつ券とかそういったものについては、これまで 3,000 円しか行ってないんですが、それを倍額にして、倍で 6,000 円、約倍の 5,000 円ということで支給をさせていただくとか、そういった方策もできることからやっているつもりでございます。

ただ大きな事業についてはなかなか難しいかなと思っておりますが、

いずれにしても国県等の担当の方々あるいは議員の御案内ですが、町内の企業さんとも折衝しながら、いろんな企業誘致、あるいは定住促進に向けた宅地整備等も含めながらやっていきたいということで計画をしているんですが、具体的にいつまでと言われると、個別の案件でなかなか難しく、それぞれ今ここで即答できる状況にはまだ至ってないということだけ理解していただいて、あとはできることについては9月定例会に向けても恐らく1つ2つ出ていくと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5 番（赤間則幸君） 今、町長からお話がいただきました。いついつということは、かなりまだちょっとはっきり言えないという中で、何を優先していくか。今度、今町長の話にもございましたが、公共交通の再編成とかそういうので結構やっぱり金額的にはかかる、町としてはちょっと大変かなと思われます。しかし、そういったやっぱり交通の充実を図っていかなければ、やはり人口を増やすといっても、やっぱりその利便性、大郷から出て仕事に行く、学校に行く、そういった中で、やっぱりそういう御不便があれば、やっぱりなかなか大郷町に来たいという方もやっぱり少ないんじゃないかと。そういうやっぱり優先順位をつけながら町のお金を有効に使ってやっていただければ、町民の方々も喜ぶと私は思います。そういう話も随分聞きますので、やっぱりその交通手段と、あと、そうですね、やっぱり一番、できるものはやっていくということなんですが、確かに子供の遊び場とかね、小さいものを買うということは予算的には可能だと思います。

ただ、そういう中で町長が公約6本の柱を立てました。その中に、こまく言えば14項目ですかね。ございました。その中で町民が多分一番期待してたのは、皆さんも御存じだと思いますが、町にやっぱりスーパーがないと。そういう中でスーパーを誘致、そのことがやっぱり、今でもやっぱりいろんな方から聞かれますが、いつになったらスーパー来ると。最近なんですが、もともとの元気屋さんのところに来るんでないかと考えていた方も随分いらっしゃるみたいで。ここ3日ぐらい前ですかね、看板できました。セレモニー大郷という看板が。それを見て、何だ、スーパーじゃないと言う方も結構おります。やっぱり町の人にとって、なおさら高齢者の方にとって、買い物する場所、今2件ほどドラッグスーパーございますが、そこで買えないもの、そういうものをやっぱり提供できるような町としてのサービス体系をどのようにしていくか、

その辺ちょっと町長にお伺いしていきたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） まず最初に言われた地域公共交通については、地域公共交通会議を発足をさせていただいておりますし、今年度中に新たな交通システムを構築し、次年度、9年度から試行運転という流れで今進んでおります。

議員が経費というお話をしましたが、私考えているのは、今までより経費少なく、輸送コストを安くして、そして利便性の向上をする方策を考えております。なるべく経費のかからない方法ということを今検討させていただいております。ある自治体において、大型、中型バスで運行していたやつをデマンド方式でやったら年間の維持経費が800万円浮いたという話もあります。そういったことも視野に入れながらというか、考慮して、本町においてのスクールバスと、スクールバスも年々生徒数が減少しておりますが、相変わらず同じ大きさのバスが走っておりますし、同じような便数が走っております。経費は、どんどん物価高騰も併せながら高騰している状況、公共交通、住民バスもそのとおりであります。ふれあいも、その辺も一体化した効率的な方法がどうあるべきかということも含めながら検討を今進めておりますので、経費増にならない形でできれば。もうそんなに極端に、仮に経費増となれば利便性が物すごくよくなるという便だと思いますが、その辺で今検討させていただいてますが、それについても関係省庁の許認可も必要でありますので、こっちでこう思うからというか、簡単にできるものでもないし、その辺も運輸省のお話とか、あるいは県当局の担当にも入っていただいておりますので、警察、行政もそうですが、その方も協議会に、そういった皆さんの意見も取り入れながらこれから進めてまいりたいと思いますし。

それから、スーパーにつきましては、これまではっきりいって何社か交渉させていただいております。今現在も継続をしている事業というか業者があります。大郷町の規模感がどこまでいけるか難しい部分がありますけれども、場所的にはやはり中心部だと思います。今先ほど旧元氣屋さんのお話ありましたが、あそこは別の施設になりますので、そうじゃなくての中村周辺だと思います。その中で、ある程度交渉はしておりますし、こちらの考えだけではそう簡単にいきませんので、業者さんの意向を尊重しながら、あとは町でどこまで支援できるかという課題もあると思います。よくそういう人口減少というか、特に山間地域の自治体においては、自治体でコンビニを建てたり、あるいはミニスーパーを

町で建てたりとかで相当の投資をしながらやっている自治体もありますが、その手前に、やはり民間のお力を借りながらやっていければなと今進んでいるところでもありますので、それについて町としてもそれなりの負担が伴えば、皆さんの理解の得られる範囲であれば、そのぐらいの投資もやむを得ないのかなとかいろいろ考えております。そういった附帯整備のお手伝いするとか、事業の内容によっては、あるいは町民に対する、これも公約の中にもありますが、スーパー誘致と同時に宅配もやらせていただきたいということで業者さんにも、スーパー誘致のお話の際にも、そういう移動販売車の導入も視野に入れているし、もし決定していただければ、店が構えられるまでの間でも、決まったスーパーというか、業者さんの商品について、町として移動販売を協力させていただきたいというお話も申し上げております。

今現在お話しできるのはそのぐらいの範囲までかなとも思いますけれども、あまり詳しいことは言えない、あるいは業者名が言えないということは非常に心苦しいところもありますが、その辺は御理解願いたいと思います。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5 番（赤間則幸君） 今お話ございましたが、まずやっぱりその公共交通の再編成、あとスクールバス、それをどうにかして一つにできないか。そういう中でコストを抑えていく、それは私も賛成です。私もその協議会の一員として入ってますのでそれは大賛成なんですけど、スクールバスですね、今、年々生徒数も少なくなっておる中で必ずしもバスを使わくないということでもないかなと思うんです、私は。反対に子供たちが何かこう、何か弱いわというか、何と云ったらいいんですかね。そのために、体力をつけるために、もっともっと自転車で学校まで通学できるような道路の安全整備なりね、反対にそっちのほうにかじを切っていったほうがいいのかなあと私自身はそう思いますが、そういう中で、今、中学校の場合は、大松沢さんはスクールバスということで、統合になってスクールバスが走ってますけれども、そういうのを粕川沖とかあの辺もきちっと整備すれば自転車で安全に帰れるのかなと思ったりもしております。その辺もこれからの会議の中でいろいろ煮詰まっていくとは思いますが、その辺をうまく、うまくいうか、町長の考えもあると思いますが、それをうまくミックスできるようにお願いしたいと思います。

あと、スーパーの件なんですけど、確かに言われたとおりに民間さんをお願いして。

議長（石垣正博君） 一問一答で。ええ。一回、いいですか。

5 番（赤間則幸君） はい。すみません。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） スクールバスについて議員はスクールバスは要らないんじゃないかというお話ですけれども、実際、福井県とか秋田県とかで、学力、一応A県でここ何年かなってますけれども、やはりスクールバスは要らないんだという考えの自治体もあります。私視察に行った自治体で2か所知っておりますけれども、あえて今日名前は言いませんけれども。学校というか、教育委員会の考えと父兄の考えが一致してスクールバス要らないんだ、学力向上イコール体力向上だというような基本的な考えあるようでありますので、そこで要らないということになってましたが、本町についてはなかなかそこまでは行ってないのかなと思います。

ただスクールバス、学校統合をしても、スクールバス走らせても、ある程度の年数になってますので、時代も変わっているし、改めて皆さんがどう思ってるかというのの確認は必要かもしれませんね、時代と同時に。

あとは道路の整備というお話は、道路についてはまあまあ整備されているかなと思います、歩道の安全面については。本町においては車道じゃなくて自転車も歩道を走れますので、そこからすると歩道は、大松沢、粕川もそうですが、東部地区もそれぞれの歩道の幅がっておりますので、必ずしも車道左を走らなきゃないという法律の中はありますが、大郷町については、ほとんどの歩道は自転車も走れますので、そこは可能かと思いますが、いずれにしても父兄というか、子供さんの考えというか、まあ父兄の考えが一番でしょうけれども、その辺の考えも聞き入れながらスクールバス要るか要らないかについてはなかなか難しい問題だと思います。実際2キロ、小学校であれば2キロ圏内の方々もスクールバスに乗せてくださいという声もあるのも事実です。中学校もそうありますので、そういうことも皆考慮しながら答えを出さざるを得ないかなと。議員が要らないからって、ああ、そうですかと私はちょっと言えませんので、その辺は皆さんの意向を確認しながら新しい仕組みをつくっていくということになると、当然皆さんの考えが必要だと考えております。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5 番（赤間則幸君） 私、はっきり要らないと言ったんではないんですけれども、そういう状況に合わせてということなので、その辺ちょっと誤解な

さらないでいただきたいと思います。

それであと、またスーパーの件なんです、なかなかやっぱり厳しいと。スーパー持ってくる、もしくはあと移動販売車、移動販売系も結構いろいろございますがなかなか難しい。そういう中で、やはり道の駅ありますので、道の駅の中にこのミニスーパーというか、そういった機能を持たせて、取りあえずは、そこに町の人を買物できるような、ちょっとした買物、一番はお魚が買えないというのが一番みんなが困ってるところだと思いますので、そんなに大きなスペースは要らないと思います。だから、道の駅を活用してそういうものをつくっていただくとか、その方向に進めるとか、そういった考えはございませんか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 生鮮食品、特に魚ということなんです、その辺のニーズというか、何とかしてくださいというお話はいっぱい聞いております。だから、それが道の駅にということで、仮に、そしてそこに今注力をしたとして、魚屋さん来たとして、さらにスーパーの誘致も同時に今やっていますので、スーパーが来た場合にどうなんでしょうと。せっかくお願いした魚屋さんに迷惑がかかるんじゃないかなとか、いろいろなこともやっぱり考えていかなきゃないと思うんです。誰かがボランティアでやってくれるなら、スーパー出るまでやらせてくださいということでやるんならいいですけども、そうじゃない場合はなかなか難しい部分も出てくるかなという、そういう問題もあると思うし、あとは道の駅の今の全体のスペースの中でどのようにという、そんな面積取らないとはいいいながらも、道の駅の今のスタッフでやるんでないでしょうから、そうなれば。すると、その辺の兼ね合いも出てくるし、あとは次の質問で何か温泉の話も出てくるし、果たして道の駅にそれだけのスペースが確保できるかとか、いろんなことを計算しなきゃないんで、総合的に判断してやらざるを得ないのかなという、現段階では。その必要性については、魚屋さんの必要性については痛感しておりますし、急がなければという考えも持っております。何とかしなきゃないという考えではありますので、その辺もうちょっとだけ時間いただければと思います。よろしくお願いします。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5 番（赤間則幸君） 今私お話ししました道の駅の生鮮食品ということなんです、確かに今町長おっしゃられたとおり、ほかの誘致も今進めていますよね。それ同時に来たときどうするんだと。そういう中で、道の駅にす

っかりこの魚屋さんをお願いするんでなくて、ある程度その道の駅のスタッフさんで賄えるような、今ストッカー1台ありますよね、魚入っているのが。それを3つぐらいに増やしておくとか、あとはフードコートありますから、そこでちょっとお総菜も作ってもらえないかという御相談もして、なおかつ今5時半、6時で終わっちゃいますよね。そこを何とか7時ぐらいまで時間を延長してもらえれば、大体仕事終わりの方が買物できるんじゃないのかなと。なおさら役場の人たちも仕事終わってから買物さ行けるのかなと思ったり、いろいろ考えております。そういうちょっとしたものでいいんです。そんなに大事じゃなくて、あそこでできる範囲でと私は考えておりますが。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） その辺、公社の今のスタッフでできるか、できないかも含めながら、あとは公社の特別委員会の議会でもありまして、そこでいろんな御指摘もありますけれども、やはり赤字では困るわけで、利益にもつなげなければならないということもありますし、公社だから、町も入ってるから赤字になってもいいとかというんでもないし、なかなかいずれにしても難しいところあるんで、その辺、公社のスタッフと、あるいは今関連する公社取引の業者の方々、あるいは何よりもるる利用されている町民の方々の御意見を改めてお伺いしながら、その辺の判断して、皆さんの望む、あるいは不自由されていることの解決につなげていきたいと思います。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5 番（赤間則幸君） じゃあ、そのような方向でひとつよろしくお願ひしたいと思います。

では、大綱2番に移りたいと思います。

道の駅に温泉施設をとということで、先ほど回答いただきました。私もなかなかこれは難しい事業だなと思っておりますが、しかしながら、道の駅、この近くだと石巻ですね、上品。そこでは道の駅と温泉が併設されております。あと東北6県でも大体18か所だと思ったんですが、道の駅に併設してる、もしくはすぐ近くにあるというところがあります。そういうところはやっぱり結構にぎわいあるのかなと思って、私もいろいろ東北6県歩きましたけれども、見てきました。そういうのをちょっと参考にして、今大郷をちょっと元気にするためにやっぱりそういう施設は必要じゃないかなということでこういう提案をさせていただきました。

ただ予算的に、温泉掘るのには大体1億円ぐらい金額にしてかかりま

す。そのほかに設備投資かかっちゃいますので、黙って2億円、3億円ぐらいのお金はかかると思いますが、そういう中でも既存の建物を有効活用すれば、建物は開発センターとかございますので、その辺に併設すれば多少のコスト的には下がっていくのかなと思います。ただ億の金がかかりますので、その辺、何とか町を活気づけるためにも、その辺、お知恵をいろいろ出していただいて、課長さんたちにもいろいろなお知恵を出していただいて、そういう方向で何とか、唯一、観光ということでね。課長なんかは十分いろいろ考えているとは思いますが、その辺どうですかね。商工観光課長、どのように考えてますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

道の駅含むあそこのエリアですけれども、当然ながら観光の拠点であるという認識はございます。そういった中で、開発センターが有効に活用されてないというような指摘もこれまでも受けており、その状況というのも確認をしているというところがございますので、温泉というのは、議員からもなかなか経費がかかって難しい、それは町でも同じ考えというところはございます。ただ、先ほど申し上げたとおり開発センターの有効利用といった部分で、何らかですね、はっきりとここで何というふうなことは申し上げられませんが、そういったところに関しては、今こちらの当局でも検討しているというような状況もございますので、その辺もお話しできる状況になりましたらお話ししたいなというところでございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5 番（赤間則幸君） そうですね。やはり道の駅おおさとは松島に近い。日本三景松島のまず玄関口、大きくいえば玄関口といっても過言ではないと思います。そういう中で観光客を呼び寄せて、大郷に1泊してもらって、お湯出ればお湯に入ってもらって、次の日から松島に行って観光して、そして大郷は食べ物もよかったねと、そういうのが評判になれば、なおさらそういった利用客というのは増加していくと私は考えております。

やはり思い切った投資が必要ではないかと思います。やっぱり思い切った改革するには投資がある程度必要じゃないと、投資をしないとそれなりの効果は出てこないと私は考えております。いろいろ町の予算と、いろいろ相談すればなかなか難しい問題ではありますが、私が温泉にこだわるというのは、結構、今からシーズン入ってきますので、道の駅に

泊まる方、結構車の台数も増えてきます。泊まる方多いと思います。そういう中でやっぱりちょっとした、本当はシャワー室でもあればいいんですが、そういうのもないと。取りあえずシャワー室とかね、そういうのもいいので、あれば泊まる方もちょっとここに来れば汗流して泊まって、次に松島の方に行けるとかね、そういうふうになるんじゃないかと。だからやっぱりそういう、温泉に限らず入浴施設というか、そういうのは必要じゃないかなと私は考えますが、町長その辺どうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 町で直接やるのではなくて民間でもやってもらえたら一番、これありがたいことなんですが、まず思い切った投資、確かに思い切った投資しないと何もできないんだと。ただ、皆さんの理解、特に議会の皆さんの理解を得られるために思い切った投資して、見返りないと無理ですよ。それだけのものが利益としてというか、お金の金額じゃなくてですよ。それだけの利益を生むような施設になれば投資のしがいもあるんですが、そこはなかなか温泉となると、あそこの場所でなかなか難しいかな。

それで、どっか補助金とか交付金とかうまく活用して使えるものがあるとかであればですが、結構、温泉をされてる道の駅も、私もあちこち行って分かりますけれども、採算のお話を聞くと一、二割ですね、利益になってるところは。プラスになってるとか、あとはほとんど投資で終わってます。それは誘客にはある程度の効果、成果があるということで、そこをまず利益等、恐らく計算するんでしょうけれども、金額的なものじゃなくて。誘客数を増やす、あるいは産直そのものの売上げもそうですが、物販の売上げ向上につながるとか、交流人口につながるとか、そういった成果は出ていると思いますが、金銭的にプラスマイナスとなるとなかなか難しいのが実際でありますし、初期投資で億単位のものであそこに掘るだけで1億、恐らく行くと思います、最低でも。それに付随した施設となるとなかなか難しいんで。

今現在、あの施設を将来的に、皆さんにお話ししていいですけども、国県にもお話ししてますから。防災道の駅の拠点として整備できないかということで今模索しております。今お話しした交付金とか補助金とかをうまく活用しながら。宮城県には防災道の駅は三本木しかありません。東北6県、議員はあちこち歩いてるから分かる、ほかの県は全部3か所、4か所、防災道の駅支店になっております。宮城県のど真ん中にある道

の駅でありますということをお話し申し上げ、防災道の駅の拠点整備ができないかということで今お話始まってスタートしたばかりで、具体的にまだ詰めていきませんので、その方法でできれば整備をさせていただいて、先ほど言われたシャワー室とか休憩、災害時の休憩するスペースの確保とか、駐車場にうまくそういう避難車両あるいは救援車両等の駐車もできるような駐車場の整備体制とか、むしろそちらを図っていきたいかなと今考えておりますので、それにうまく温泉が活用できればとも思っておりますが、町としては掘ることはあんまり考えておりませんので、もし民間でこれだけの誘客のある道の駅ということで興味を示していただいて参加、応援していただくのであれば、一緒にそういう整備に取りかかっていければなとも考えておりますので、もう少し時間をいただければと思います。

温泉については、即答では町としては難しいとしか言えないということで御理解願いたいと思います。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5 番（赤間則幸君） 今町長からお話あったとおり防災道の駅として、何かいろいろそういった計画があるということで、それは非常にいいことだなと私は思います。大郷町は県内でもへそと言われる町ですからね。町の中心部にそういうものができれば町民も安心すると思うし、何かその災害が起きた場合に、みんなの手助けになる町として、大郷町は非常に県内外からも注目される町になっていくことだと私は考えております。

あと道の駅もそろそろ結構、建てたの結構古いですよ。その辺を新しくして、そういう方向に持っていくのか、その辺どうなんですかね。やっぱり新しく建て替えてそういう方向に持っていくというお考えなんですかね。その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 建て替えというのはなかなか難しいと思います、今すぐの計画であれば。当面は改修という方向で整備をしていくのが、うちの町で今できることはそうかなと今考えております。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5 番（赤間則幸君） ありがとうございます。

そういった感じで、有効に今ある建物を活用していきながら町民の安全を守っていくというのが町長の使命だと思います。これからも、そのようないろいろなお考えを出していただきながら、時間かかってもいいので何とか町民のためになるような政策をお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

議長（石垣正博君）　これで赤間則幸議員の一般質問を終わります。

次に、9番田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君）　通告順位4番、田中三恵子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大綱1、災害支援型自動販売機設置の推進を。

（1）昨年までは、町の防災拠点となる役場庁舎に設置されていたが、今年度からは事業者から契約更新の辞退があり、現在は役場庁舎に災害ベンダー機能自販機の設置はないとお聞きしました。その他、本町における設置状況について伺います。

（2）昨今、企業が自販機事業を縮小する傾向が見られているようですが、フラップ21、大郷小学校、大郷中学校、粕川防災コミュニティセンター等、町指定の主要避難所を中心に順次設置を検討されてはどうか伺います。

（3）東日本大震災の経験から生まれた災害対応紙カップ式自動販売機も大きなメリットがあります。紙カップ式は「浄水機能」と「加熱機能」を内蔵しており、乳幼児の粉ミルク用に適した温度のお湯を無償提供でき、重要なライフラインとして、1台の設置でも広範囲をカバーできるものです。当町においても設置の検討が出来ないか伺います。

大綱2、町観光スポットの整備を。

（1）観光スポットとして管理や整備体制が不十分と感じる公園がある。公園として、少なくともトイレの整備は必要と考えますが、今後の対応について伺います。

（2）看板の保守・整備を町のPR活動を職務とする地域おこし協力隊に、活動の一環として木製などの耐久性のある看板製作を依頼してはどうでしょうか。また木材などの経費を賄って貰えるか伺います。

（3）遊歩道の雑草やわだち、手すりや階段の老朽化による崩れが目立つ公園があります。観光シーズンを控えて、安全対策も必要と考えますが、対応策を伺います。

大綱3、リチウムイオン電池回収の周知を。

（1）膨張しているバッテリー、ノートパソコン本体で電池が外せないもの、電動自転車などの大型バッテリー、事業用として使用していたものなど、処分の仕方が異なり、捨てる前の安全対策として特別な処置が必要となります。捨てる場所も異なるため、分からない事があった場合の相談窓口についても、周知がますます重要と考えますが、取組につ

いて伺います。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 田中三恵子議員の大綱1つ目の「災害支援型自動販売機設置の推進を」の御質問に答弁をいたします。

（１）の「防災支援型自動販売機の設置状況」につきましては、役場庁舎をはじめ、指定避難所にこれまで設置したことはございません。

（２）の「主要避難所への順次設置」につきましては、設置される事業者側の採算性の問題、学校の場合は金銭管理の問題もありますので、学校現場や地域住民の皆様の御意見等も伺いながら検討してまいりたいと思います。

（３）の「災害対応紙カップ式自動販売機の設置」につきましては、ペットボトル式より一度に多くの商品が補充でき、非常時には、お湯、水の提供が可能になるなど、災害時に役立つことは理解しております。設置には事業者側の採算性の問題がございますが、市町村の導入例には事業者との災害協定によることも多いと聞いておりますので、そのような機会を通し、検討してまいりたいと思います。

２、「町観光スポットの整備を」の御質問に答弁をいたします。

（１）の「公園のトイレ整備」につきましては、本町の公園整備は、利用頻度や財政状況を勘案し、選択と集中を図る必要があると考えております。

多くの利用がある「郷郷ランド」や「支倉常長メモリアルパーク」のトイレ整備は、利便性向上のため引き続き対応してまいります。

一方、利用が少なく公園としての環境が整っていない「築館公園」「花楸公園」「大窪城址公園」への新規及び更新の経費投入については、観光施設としての需要も確認をし、今後の位置づけを検討しなければならないと考えております。

（２）の「看板の保守・整備」につきましては、地域おこし協力隊は、町の魅力発信や地域資源の活用などを目的として活動しており、看板の作成については、協力隊員の活動内容やスキルを活かした取組として検討の余地があるものと考えます。

資材費の負担につきましては、協力隊の活動経費の範囲や予算の目的外使用とならないかなど、事業の適正な執行を確認し、検討してまいります。

（３）の「公園環境の維持管理」につきましては、公園の利用者の安

全を確保するための維持管理は最低限必要なことだと認識をしており、毎月公園施設の巡回点検を行っております。基本的には緊急で対応が必要と判断される修繕は速やかに対応するよう努めております。安全性を第一に考え、優先度を考慮し、引き続き適切な対応をしてまいりたいと思います。

次に、「リチウムイオン電池回収の周知を」の御質問に答弁をいたします。

リチウムイオン電池の回収につきましては、黒川地域行政事務組合が作成しております「ごみの分別と出し方」のパンフレットを全戸配布し、リチウムイオン電池を含めた有害ごみの出し方、パソコンやバッテリー等の取扱いについてお知らせをしております。

問合せ先といたしましては、役場や環境管理センターとなりますが、町民の皆様が安全かつルールを守ったごみ処理ができるよう、分かりやすい周知に努めてまいります。

よろしくお願いします。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9 番（田中三恵子君） それでは、大綱 1 の（1）について再質問をさせていただきます。

今回の一般質問に当たりまして、5月中旬に大郷町に災害支援型の自動販売機の設置があるか担当課に確認をした際に、先ほど通告で述べさせていただいたとおり、昨年までは役場庁舎に設置があったが、今年度からは事業主側からの更新辞退があったため現在は設置されていないという回答をいただいております。今回の答弁の内容と異なるため、再度説明をお願いしたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

議員さんがお聞きになった際のお話としましては、多分設置の財政課さんのほうで御対応をされたと思うんですが、その際には災害型でないかという伺いの下に多分お答えをしたんだと思いますけれども、実際、災害型の自動販売機というものは町で設置した実績がございませんので、今回このような答弁とさせていただきました。

以上です。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9 番（田中三恵子君） 私の中では設置されてるかどうかがまず確認したかったというところからの出発だったんですが、そうですね、（2）

に移っていくんですが、企業側の採算性の問題だったり、学校の場合であれば金銭管理の課題についてというのが非常に課題になっているよというようなお答えがあったかと思うんですが、具体的にどういったところが課題になっているのかということについてちょっとお聞きしたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

先ほど議員さんの御質問の中に、1台設置してあったものがなくなったというお話がありましたが、それにつきましてやはり業者さんのほうで、やっぱりこれぐらいは需要があるというところを前提に設置をしておりますので、それだけの需要がなければ、やはり業者さんとしてはそれを撤退、撤去するというようなお話のようでございます。そのため、一応今の避難所のほうに、役場に1台、海洋センターに3台、フラップ大郷21に2台の合計6台設置しておりますけれども、こちらもやっぱりある程度の需要がないと設置というのはなかなか継続することが難しいという状況はお聞きしております。

それから、学校につきましては、やはり学校の中に置くとなると、需要は学校の子供さん、先生だけになりますので、そうした場合の需要はどうかというところと、子供たちがそれで買うとなるとやはりお金を持ち歩くということになりますので、その辺の問題というところもクリアする必要があるという意味でございます。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 分かりました。

これに関しては、現在、災害対応型でない自販機においても、やはり当町においてもその存続が少し危ぶまれてるところがあるというところでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

今のところ役場に置いてあるものと、それから海洋センター、フラップにあるところについては具体的にそういう話はいただいておりませんので、業者さんの側の採算が取れて、何とか取れているんだというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） この問題をちょっと取り上げさせていただいたのは、やはり災害時の防災の対策の一つとしてそういったものの設置があった

ほうが望ましいんじゃないかなあという思いで質問をさせていただいております。

先ほどの、今お答えの学校の面に関しては大変よく納得できていると思います。

次の（３）についてなんですけれども、災害時の飲料供給協定というものに基づいて災害支援型の自動販売機というのが設置されることが多いんですけれども、大規模災害が発生した際にメーカー側は自販機内の在庫飲料を無償で提供して、自治体の要請に基づいて避難所へ飲料水などを優先的に配送するといった内容の協定が多いようです。また、自販機自体に情報提供機能も内蔵していたり、自販機の電光掲示板などを活用して避難所の情報や気象情報などを配信することもできるというようなものだというふうに伺っております。こういったものを設置する際の自治体側のメリットとしては、備蓄コストの削減、要するに自前で別個に在庫を持たなくてもよいということ、あとは発災直後の混乱期でも手続等なしに即時に飲料を確保できるというようなことがあります。

近隣の市町村においても、災害支援型の自動販売機の設置というのが進んでいる状況だというふうに伺っております。何なら社会貢献型の自販機というようなものもありまして、防災協定とか結んでいないものでもいろんな機能を持った自販機などがございまして、例えば防犯カメラをつけるとか、そういったことに取り組んでいる自治体も近隣であるというふうに伺っております。

大郷町においても、災害対策の強化という意味合いで、フラップ大郷21ですとか、粕川の防災コミュニティセンターなどの指定避難所、または道の駅などへの設置を推進するべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 必要性は理解するんです。災害時の協定によって無償提供されるというお話も聞いております。ただそれは、そのためには事業者として災害時以外でどこかで利益を生んでないとなかなか難しいのかなと。対象とされる利用者数がやっぱりある程度想定されるんだと思います。うちの町はこれだけの人口しかありませんので、利用者が少ないということで、先ほど公共施設の自動販売機、普通の自販機の設置もそうなんですけど、災害用についても、だから必要性は感じております。可能であれば、町で特別な大きな負担かからないで、そういうふうになんかうまく活用できるのであればということなんで、改めてそういった事業に取

り組んでおられる業者様とのお話をしながら、可能性についてなるべく1か所でも2か所でも実現できるような形でのお話を進めさせていただきたいと思います。まずもってお話をさせていただいて、どこまで実現可能かということで、町としてはいただければ非常に助かるということですので、そのような方向で努力だけはさせていただきますのでよろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　ここで10分間休憩といたします。再開は14時30分といたします。

午 後 2 時 1 9 分 休 憩

午 後 2 時 3 0 分 開 議

議長（石垣正博君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

田中三恵子議員。

9 番（田中三恵子君）　続きまして、大綱1の（3）について再質問をさせていただきます。

先ほどの、ペットボトルの方式の自販機に関しての質問をさせていただきました。今回は災害対応紙カップ式というもので、またちょっと別のものになるんですけれども、こちらは自治体の避難所に設置する場合、多くの自治体では民間業者との災害協定を締結して、本体費用設置工事費の初期費用を無償で導入しております。自治体が負担していくのは、ランニングコストとしての電気代や水道代ですね、飲料の調理などに使用する分、あと土地の利用料として自治体が設置業者から受け取る形式が多く、実質的に電気代を相殺できる場合もあるようです。要するに自治体のコスト負担が非常に少ないということです。

また、圧倒的な供給量というのがあるということと、ごみの削減が可能だという利点も持っております。大量の飲料を連続で提供できて、ペットボトル水の備蓄は賞味期限が切れるたびの買換えのコスト、または廃棄するコストなども必要ですが、紙カップ式の場合は、日常的に中身が業者さんによってローテーションされているため、常に新鮮な水が備蓄されているということになります。紙コップあるいは持参のマイカップを使用するため、缶やペットボトルに比べて避難所のごみ堆積を大幅に減らすことができます。また、そのことによって避難所の衛生環境やごみ問題の解決に直結するという非常に実績のあるものであります。停電のときでも内蔵のバッテリーで稼働し、非常用電源付きの防災設備として利用することができます。管理のしやすさとしても、在庫を管理する必要はなく、メーカーが定期的に補充や清掃を行っていくのが常時の

ときですね、それが災害時にも移行していくという話になります。

先ほどの普通のペットボトル式の自販機のそういう採算性というようなお話で、役場ですとかフラップ大郷21、B & Gなどはまだ体制的に温存できている状態だというお話もお聞きしたんですけれども、例えば本町の場合は、フラップ大郷21のように一定数の利用者が見込める公共施設であれば平時の売上げでコストを回収できるなど、業者側も設置しやすい条件と考えられます。まずは指定避難所でもあり、導入を検討しやすい条件がそろっているフラップ大郷21への設置を考えてはどうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

先ほど町長から御答弁ありましたとおり、そのような事業者さんと協議をさせていただくというお話もありましたので、このカップ式につきましても、そのようなお話をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9 番（田中三恵子君） 例えばその採算性という問題に関しても、やはり一番懸念されるところかと思うんですけれども、平時の売上げが見込めない、利用者が少ないなどの課題がある場合は、確かに業者側の採算が合わず、無料での設置が難しいというケースもあるようです。その場合は、自治体が自販機本体を買い取る、またはリースで購入する、導入するというケースもあるようなんですけれども、その財源の例としては、地方創生拠点整備交付金ですとか、防災のための特定目的基金から充当する、また、過疎地域などでは過疎債などの地方債を活用して防災拠点を整備する一環として組み込むなども考えられます。また、地域の防災力向上を目的とする場合、何か事業再構築補助金というものも対象となる可能性があるというふうに、調べたところ出てきております。当町の指定避難所における防災時の体制強化のため導入を推進していただきたいと考えておりますが、改めて町長のお考えを伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 先ほどと重複するんですけれども、可能性というか、実現の可能性、設置の可能性、あとは皆さんのニーズですね。それと併せ、あと財源について今、御提案いただいたんで、その辺の活用方法等も総合的に検討させていただければと思っております。必要性は感じております。そこについての設置について、事業者であるか、町の負担である

か、あとはそれなりの交換も含めながら、財源等と比較しながら、その辺のニーズ等、いわゆる検討の材料になると思いますが、総合的に判断させていただきたいと思います。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9 番（田中三恵子君） 現在その災害ベンダー機能を持つ自販機がないという状況から考えましても、ぜひとも前向きに検討していただければと思います。そして、町の防災対策の一環としていただければというふうに考えております。

それでは、大綱 2 の「町観光スポットの整備を」に関してです。

（1）についての再質問をさせていただきます。

現状として、町のホームページですとか観光マップなどに町の人気の観光スポットとして公園が公表されております。トイレが設置されていない公園だったり、整備があっても冬場は使用できない公園であったり、老朽化して危ない公園というところは非常に懸念しております。何度も、今までにも一般質問の際に質問させていただいたということもありますが、予算上の課題も確かにあると思います。

ただ、公園は観光スポットとして紹介されておりますし、それを見て町外の方も訪れ、また住民の方々にも長く親しまれており、町の観光資源として大切にすべき財産であるというふうに考えます。こちらで、例えば多くの利用者があるという郷郷ランドに関してなんですけれども、県道に面して、道の駅の近くでもあり、家族連れが立ち寄る郷郷ランドという位置づけかと思います。ただ、公園の利用目的や観光資源としての役割というのはそれぞれ異なるものがあると考えます。町の 6 つの公園の利用状況についてだったり、例えば、利用人数とか利用者層、またその利用した方の感想などの把握をどのように行っておられるのか伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

町内の公園の利用者数であったり、感想までというところでの御質問でございますが、こちら利用者数であったりといった部分については、今年度からビッグデータを活用しまして、利用者数、それから年齢層、性別であったりというところの確認といったところではできるようになってございます。ただ、実際利用した方の御感想であったりとかという部分については、特別アンケートを求めたり、インターネットを使っのアンケートであったりというところもできてないというような状況がご

ざいますが、人数、どれだけ利用されているかという部分については把握できているような状況でございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9 番（田中三恵子君） そういうビッグデータなどが活用できるということで、かなり把握がしやすくなっているのかなと感じました。感想などに関しても、例えば何かコメントをいただくような機能をどこかにつけておくとか、そういったものを工夫されてもいいのかなというふうに思いますので検討をしていただきたいなと思います。

こちらのお答えにありましたが、郷郷ランドとか支倉常長メモリアルパークに関しては、利便性向上のために引き続き対応していくというふうにございました。具体的にどのような計画があるのか伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちら郷郷ランド、それから支倉常長メモリアルパークのトイレに関しましては、基本的には、毎月の巡回によって何らかの不具合があった場合の修繕であったり、必要な機能であったりという部分ですね、必要があればそちらは追加していくというような内容で調整していければと思っております。さらに支倉常長メモリアルパークのトイレについては、冬期間使えないという状況もございますので、こちらについては何らか抜本的な更新というか、そういったことも含めた検討というのはしていかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9 番（田中三恵子君） なかなか冬期間の問題もあってコストもかかるというようなお話を常々聞いておまして、例えば、以前にもお話ししたんですけれども、ちょっとトレーラーハウスのものをトイレとか、観光の窓口のようなものにするとかというのも一つの解決策になるのではないかなという意味ではちょっと再度提案させていただきたいと思います。

町で6つある公園の中で4つの公園について、ちょっとこの御答弁の中には勢見ヶ森公園が抜けていたというふうに思うんですけれども、4つの公園について利用客が少なく公園としての環境が整っていないというふうにされております。反面から見ると、人を呼び込むための整備とか、努力が不足しているから利用者が少ないんじゃないかという見方もできるのではないのでしょうか。観光施設としての需要も確認し、今後

の位置づけを検討しなければならない。先ほどの選択と集中という意味で、今後どのような方向性になるのか、もしかしたらそういうことはもうやらないというふうにするところもあるというふうに考えていいのか、ちょっと伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

築館公園、花楸公園、大窪城址、それから勢見ヶ森公園、こちらの4つの公園でございますが、こちらの公園につきましては、これまでも地域の方々にも御利用いただいていたところでございますが、利用者の状況といったところの確認というのもしながら観光施設としての公園として整備すべきかどうか、ほかの公共施設の整備、それと併せて優先順位を検討しまして慎重に対応していければと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9 番（田中三恵子君） トイレの設備だけに限らずですけれども、利用客を呼び込むためにどのような努力とか工夫が必要か考えて、ぜひ町内の貴重な観光スポットとしての価値を高めていくということを検討していただきたいと考えます。

続きまして、（2）についてです。これに関しては、役場近くの勢見ヶ森公園というものは公共的な看板の設置がなくて、住民有志の方が町と協力してコピー用紙に印刷し、ラミネート加工したものを簡易的な支柱に貼ってきておりましたが、風雨によって破損して1年とたたないため何度も作り直しをしてきました。今回の一般質問に当たり、地域おこし協力隊OBの方や担当課にも相談させていただきました。今回検討していただくという前向きな回答をいただきましたが、具体的な今後の進め方など、スケジュールなど、もしありましたら伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちら勢見ヶ森公園の看板ということで、議員から以前も御指摘をいただきまして、まずできることからということで、これまで設置した看板と同じような、まずは同じような材質のものということにはなりますが、看板を設置をさせていただきました。

今後というところで、地域おこし協力隊といったところにも依頼をして、看板もできればというところがございますが、そちらについては、担当課、それから協力隊と協議しながら、どういったふうに進めたい

いか検討してまいればと思います。

以上です。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9 番（田中三恵子君） これはちょっと個人的な情報にはなるのかもしれないんですが、前回、前回というか、今回いろいろお話をさせていただいた中で、そういった木製の看板とか、そういったものを町の観光 P R につなげるという意味で協力は惜しみませんというようなお返事もいただいておりますので、ぜひいい方向につなげていっていただければと思います。

次が、安全対策に関してですね。拠点の巡回、拠点じゃない、ごめんなさい、巡回点検の結果、緊急対応が必要と判断された場合には対応されるということですが、そういった緊急対応が必要と判断された箇所がありましたら教えていただきたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） 今年度に入りましてというところで、直近のところを申し上げますと、支倉常長メモリアルパーク、支倉常長のお墓に上がっていくところの手すりだったんですけれども、そちらの擬木が外れておりまして、そういった御報告をいただきまして速やかに対応をさせていただいたというような内容であったり、あと郷郷ランドのトイレですけれども、こちら安全性といったところでどうかというところはあるんですけれども、電気が暗いというようなお話をいただいて、そういったところに電気、明かりを追加したというような形で、巡回以後、問題がある箇所については、できる限りの部分で対応はしているというところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9 番（田中三恵子君） 今伺いました優先度を考慮した対応策ということで、私からも 1 つ提案したいんですけれども、先ほど言いました勢見ヶ森公園というのが 6 月下旬から 7 月上旬にかけてヤマユリの群生が見頃となります。先日訪れた際は、遊歩道の、非常にえぐれというんですかね、凸凹に削れている部分でちょっと不整地になっている、道路が非常に歩きにくい状態になっていたり、落下した枝がたくさん落ちていたり、通路、動線ですね、車でも行ける場所なんですけれども、動線のところにある手すりがちょっと倒れかかっていたりなど、やっぱり安全性に問題がある状況というのが見受けられました。こういったところにちょっ

ともう一度目を向けていただいて、毎年この時期には町内外からの利用者が見込まれるため、ぜひ早急な対応が必要と考えているんですが、町のお考えを伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

勢見ヶ森公園でございますが、私も先日、状況を確認してまいりました。議員おっしゃるとおり、わだちというか、道路というか、上まで上がっていくところの坂の部分になるのかなというふうに思っておりますが、そもそもあそこ、車があそこまで入っていったいいのかというところもある中で、やっぱりどうしても車、坂を上がるときに砂利になっていきますので、そこでどうしても空転してえぐれていくというようなところもあるのかなというふうな感じも受けましたので、そういったところも考慮して、使用の方法として考えなくちゃいけないという部分もあるのかなと思っております。

それから、ベンチというか、ボックスみたいな、木でできたものであったりとか、そういったものの破損だったりというのも確認しましたので、そういったものについては撤去できればいいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9 番（田中三恵子君） 確認をしていただき、大変ありがとうございます。

そうですね。ちょっと古墳のあるところ、記念碑のあるところまでの通路のところはかなり、多分車が通るところと思うんですけども、それ以外の遊歩道に関しても結構非常に路面状態は悪いというところが感じられまして、あと坂道が結構急だったりするので、お達者倶楽部の方とか毎年あそこを利用されるんですけども、砂利道で急勾配を上がるとかなり危険な面もあったり、そういったところもありますので、やはり公園としての整備というのはなかなか大変な状況にあるなというふうに感じてはおります。

あとボランティアというか、有志で頑張っていた方も御高齢になりまして、その後継者という意味では、やはり先ほどの総合的に考えるという面もあるとは思いますが、そういう維持管理に関しても、やはりお任せできるところだけに甘えているというのではなくて、町としての考え方というのを、先ほどの道路の使用法なども含めてしっかり管理をしていただきたいと思っております。

次に、大綱3に移りたいと思います。

これは再質問として、役場の窓口回収ボックスがあるというふうに伺っております。あとは各ごみステーションでリチウムイオン電池の回収をされていると思いますけれども、そういった電池の回収状況について伺いたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（高橋裕美子君） お答えいたします。

リチウムイオン電池の回収ボックスにつきましては、役場の中に設置はございません。ただ処分の仕方として、ごみステーションに有害ごみとして出すことができますので、そちらも、先ほど町長からの御答弁にもあったように、ごみの分別の出し方保存版というところに掲載しておりますので、そちらで対応しております。

以上です。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 町に回収ボックスがあるというのを、ちょっと私もインターネットで確認させていただいたらそういうふうに出てたもので、ちょっと確認をさせていただかなかったので、失礼いたしました。ないということですね。

あと何か直近で、黒川行政事務組合においてもごみ収集車の火災があったと伺っておりますけれども、そちらに関して詳しい状況があったら伺いたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（高橋裕美子君） お答えいたします。

郡内のごみを回収したときに、パッカー車のほうになるかと思うんですけども、そちらで発火の事故があったというのは、令和5年度にあったということは伺っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 多分2回あったというお話も伺っておりまして、確かにパンフレットというのは各戸に配布されておりまして、私も確認はさせていただいております。

ただ非常に処理の仕方だったり、出す場所だったり、とても難しいなというふうに感じているのが正直なところです。何か半透明の袋に入れて袋には有害ごみと書いて出す、一般ごみに混入すると、そこで発火の危険性があるから絶対に一緒にしないですとか、あとその端子の部分に

ビニールテープを貼って絶縁処理をするですとか、衝撃とか圧力がかかると火災とか、そういったことにつながる、発火しやすい、また、膨張してしまったバッテリーに水をかけると非常に危険であるですとか、何か化学反応で発火するというようなことがあるために絶対に濡らさない、あと膨張したバッテリーを電源につないだままにしておくと、事件にもなってますけれども、爆発や発火のおそれがあるため直ちに充電を中止してくださいですとか、また、無理にそのバッテリーを取ろうとして、それがまた物すごい勢いで炎が出るなど非常にちょっと怖い面がかなりあるなというのを調べていく段階で私も周知いたしましたけれども、確かにごみ分別のパンフレットというのは各戸にあると思うんですが、パンフレット全体の情報量も多いため、なかなか個々の把握が難しい面があるというふうに感じています。

リチウムイオン電池については、ごみを担当されているステーションの方でもよく分からないという話を聞きます、実際に。ですので、住民の方々に対して、今まで以上に分かりやすく丁寧な情報提供を行って周知を図る取組は必要というふうに思うんですが、その対応策として何かありましたら伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（高橋裕美子君） お答えいたします。

今現在やはり一番頼りになる、家庭で使っていたのは先ほどのパンフレットになります。やっぱり分からないことがあると役場に御連絡いただいて回答している状態であって、もしかしたらやっぱりそこで不便さを感じている方もいるかもしれません。

今後、いろんな商品が複雑化している部分もありますので、そちらで問合せがあった内容など、こちらでも把握しまして、例えば、環境衛生組合の皆様研修のときなどに捨て方のお知らせをしたりして、そこでさらに周知していただくなど方法を考えていきたいと思います。

以上です。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9 番（田中三恵子君） ぜひ広報などにも織り込んでいただいて、周知をしていただければなというふうに思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

午 後 2 時 5 7 分 休 憩

午 後 2 時 5 8 分 開 議

議長（石垣正博君） それでは、質問に移ります。

次に、3 番鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 通告順位 5 番、鎌田暁史でございます。通告に従い一般質問を行います。

大綱 1、介護保険料について。

（1）第 9 期（令和 6 年度～令和 8 年度）の介護保険料は月 6,800 円であり、県内で 2 番目に高く、全国平均の月 6,225 円より高い金額となっております。なぜ高い水準となっているのか、その理由について伺います。

（2）第 10 期介護保険事業計画の作成では、介護保険料の低減化に向けた対策が必要と考えますが、見通しについて伺います。

（3）介護保険料の減免や徴収猶予について、直近の申請件数と減免・猶予の実績についてどうなっているか伺います。

大綱の 2 番は、木造住宅耐震改修について。

（1）令和 8 年 4 月に改訂された「大郷町耐震改修促進計画」によりますと、町内で 1981 年 6 月 1 日以前に建築された旧耐震基準の住宅 1,152 戸に対し、令和 6 年度末時点の耐震診断は 19 戸、耐震改修は 8 戸となっております。耐震改修が停滞している理由と、その対策について伺います。

（2）耐震改修の助成金において、申請者の委任を受けた請負業者等が補助金の受領を代理で行うことができる「代理受領制度」を利用できる自治体があります。この制度の利用により、申請者は補助金相当額を除いた額で費用の支払いが完了するため、当初の費用負担が軽減されます。本町でも代理受領制度を検討すべきと考えますが、町の見解を伺います。

（3）宮城県では、新耐震基準で 1981 年～2000 年に県内で建築された木造住宅の耐震改修に対し、最終工事費の 8 割（最大 115 万円）を今年度から補助する方針としております。3 月の予算審査時に、本町でも今年度に助成制度を改定する予定と答弁されましたが、いつ頃に改定するのか伺います。

大綱の 3、町議会の解散請求署名について。

（1）町議会の解散請求署名に関する裁判で、町は期限の 3 月 11 日までに控訴をしなかったため、判決が確定をしました。控訴を断念した理由について、選管の見解を伺います。

（2）3 月議会の一般質問で、選挙管理委員長は「選挙管理委員会としての反省点等については、判決を受けて何が不足していたかを検証し、

今後に生かしていく」と答弁されました。その後、検証は行ったのでしょうか。行ったのであれば、何が不足していたのか伺います。

（３）裁判費用及び弁護士費用については確定次第議会に報告することをございました。各費用の金額と、どのような会計処理を行ったのか伺います。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。初めに、町長。

町長（石川良彦君） 鎌田暁史議員の大綱１つ目、「介護保険料について」の御質問に答弁をいたします。

（１）の保険料が高い水準となっている理由につきましては、様々な要因が重なり、高い金額になっていると考えております。高齢化率は４０％を超え、６５歳以上の人口は約３,０００人、そのうち要介護認定者数は約２０％で約６００人となっております。町内には、特別養護老人ホーム２か所、介護老人保健施設１か所、サービス付き高齢者住宅１か所、認知症グループホーム１か所など、比較的に入所しやすい環境にあります。一方、町内には在宅介護事業者が少なく、施設利用に偏る傾向が見られております。サービス利用件数、利用料共に増加をしている状況にあります。さらに、人口減少が進み、１人当たりの負担が増加していることが要因と考えております。

（２）の「第１０期介護保険事業計画の策定、介護保険料低減化に向けた対策の見通し」につきましては、年々介護サービス費用は増加をしており、令和６年度の介護サービス等諸費は約１０億６,８００万円、令和７年度では約１１億３,６００万円であり、６,８００万円増加をしております。令和８年度当初予算ではさらに増加をし、約１２億６,３００万円を見込んでおります。令和６年度、令和７年度の実績と令和８年度の予算額で改めて第９期計画の基準額を試算すると約７,７２０円必要となり、１人当たり毎月９２０円不足する計算となります。このことから、低減化することは難しいと考えているところでございます。要介護状態にならないように、日頃から健康維持につながる事業へ積極的に参加いただくよう周知徹底を図ってまいりたいと思います。

（３）の「介護保険料の減免や徴収猶予」につきましては、直近の申請件数はゼロ件、減免・猶予の実績はございません。

次に大綱２つ目、「木造住宅耐震改修」の御質問に答弁いたします。

（１）の「町内の木造住宅の耐震改修」につきましては、議員御指摘のとおり、決して進んでいるとは言えない状況にあります。その主な理

由といたしまして、補助金を利用しても、自己負担額が数百万円規模になるケースがあるため、経済的負担の大きさや、高齢化に伴い自分たちの代だけ持てばよいという心理的要因、制度に対する認知度不足などが想定をされます。

これらの今後の対策といたしまして、広報紙や町ホームページでの継続的な周知に加え、対象となる住宅を所有されている世帯への訪問や個別通知の送付など、よりプッシュ型の情報提供について実施をしてみたいと思います。また、助成制度の拡充や手続の簡素化を図ることで、町民の皆様が診断や改修に踏み切りやすい環境づくりに努めてまいります。

(2) の「代理受領制度」につきましては、申請者が一時の多額な資金を用意する必要がなくなり、初期の経済的負担を大幅に軽減できる有効な手段であると認識をしております。本町におきましても、町民の皆様の負担軽減と耐震改修の促進を図るため、この「代理受領制度」の導入に向け、要綱の改正や手続フローの作成など、令和9年度実施に向けて準備をしております。実施にあたっては、建築業者等への周知・説明も丁寧に行い、円滑に制度が機能する体制を整えてまいります。

(3) の「新耐震基準に当たる1981年から2000年までに建築された木造住宅への耐震改修補助」につきましては、3月の予算審査時にもお答えをいたしましたとおり、本町でも今年度の助成制度改正に向け現在、具体的な準備を進めているところであります。改正時期については、令和8年度中の要綱改正を目指し、県や関係機関との調整及び予算措置の検討を行っております。改正後は、従来の旧耐震基準への支援に加え、この新耐震基準の住宅も対象に加わることで、より多くの町民の皆様の安全安心を確保できるよう、速やかな制度移行と周知徹底を図ってまいります。

以上、大綱1、2番目についての答弁とさせていただきます。

議長（石垣正博君） 次に、答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 次に大綱3つ目、「町議会の解散請求署名について」の御質問に答弁いたします。

(1) の「控訴を断念した理由」につきましては、署名者本人、代筆者等から署名当時の状況を聞き取り、その内容を裁判所に提出した上で裁判所が有効無効の判定をしておりますので、控訴をするための新たな証拠がないことから、選挙管理委員会としても町の判断を受け止めたところでございます。

(2)の「判決を受けて不足していたことについての検証」につきましては、選挙管理委員会として、そのときそのときに適正な判断・対応をしてきたと考えておりますが、裁判所の判決が確定し、不足があったのではないかと御指摘は真摯に受け止めております。選挙管理委員会での署名に関する異議申出は初めてのことでしたので、異議申出から選挙管理委員会の判決に至るまでの展開が予想できず、審査時間が短かったことは否めないと考えております。

(3)は町長が答弁いたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） (3)の「裁判費用及び弁護士費用」につきましては、裁判費用はまだ請求が来ておりません。弁護士費用については55万円で、着手金が33万円、報償金が22万円となっております。予備費で対応をいたしたところであります。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） それでは、大綱1の(1)について再質問を行います。

介護保険料が高い理由としまして、答弁書には様々な要因が重なり高い金額になっていると答弁がございました。そして、サービスの利用件数や利用料共に増加している一方、人口減少が進んで1人当たりの負担が増加していることが要因というふうに答弁がございました。

私もその認識はありましたので、今回、現行の第9期の保険料がどのような算出過程で計算されていたかを少し調べてみましたが、その中でちょっと不明な点がございましたので、ちょっとその点に絞って質問を行いたいと思います。

第9期の保険料は月6,800円でありまして、前の期の第8期は月6,300円がございました。500円の引上げとなりましたので、被保険者の方の負担というのはかなり増えたのかと思います。なぜ第9期で500円引上げとなったのか。今回、この介護保険の事業計画書ですね、この第9期のやつ。こちらに書いてある保険料の指標について、第8期と第9期をちょっと比較をしてみましたら変動が大きい項目が1点ございました。それは、調整交付金見込交付割合という項目になります。この調整交付金見込交付割合ですね、この項目の変動が大きいということにつきまして担当課として把握はされていたのか、お伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えいたします。

調整交付金につきましては基本5%というふうに定まっておりますが、

市町村によって率が違ってきておりますので毎年毎年幾らになるかは定かではないというところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 確かに 5 % が基準となっております。第 8 期のこの計画を見ますと、この割合は大体 7.46 % から 7.91 % となつてございました。第 9 期ではそれが 4.47 % から 5.04 % となっており、大体 3 % ぐらい低くなつてございました。この調整交付金の割合が 3 % 下がりますと保険料に対してはどのような影響があるのか、お伺いをいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えいたします。

調整交付金が減るということは町の歳入が減るということです、その分、被保険者とかの負担が増えるという計算になります。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 確かに国の交付金が減ると、その分が被保険者の方々の負担が大きくなるという仕組みになっております。どれぐらいの負担が増えたのかちょっと計算してみたんですけども、第 8 期の場合は国の交付金が入ってきまして、全体の負担額を 8,700 万円ほど引き下げる作用をしてございました。しかしながら、第 9 期では国の交付金が減ってしまうことによって全体の負担額を約 800 万円引き上げる作用となつておりました。差引きですね、第 9 期ではこの負担額の合計が第 8 期より約 9,500 万円ほど高くなつております。これが保険料が 500 円アップとなつた要因の一つではないかと私は思いますが、担当課としての見解をお伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えいたします。

鎌田議員さんがおっしゃるとおり、そのような結果になっていると思います。実際はもうちょっと高くなつてもおかしくなかったのかなというふうには感じているところです。

以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） それで、調整交付金の目的についてどのような目的があるのか、簡単に説明をお願いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えいたします。

調整交付金につきましては、全国の市町村に対して支払われるものですが、その負担率というのは国が定めておりますので、そこを一概に多くしてほしいとかというふうには言えないところではありますので、決められたとおりに歳入を受けるという形しか取れないという状況ではあります。なので、そのほかに増やす方法あるのかと聞かれましても、そこはちょっとなかなか見当つかないというところが正しいかなと思います。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 厚労省の情報を見ますと、この調整交付金の目的は後期高齢者の方の割合とか、あるいは所得の水準などの違いによる地域間のこの保険財政の不均衡を調整する、ならず目的がございます。第9期になってこの割合が下がったということは、後期高齢者の方の割合が大きく減る見込みというふうに想定をされていたことになるかと思います。保険料の基準額の推計に当たっては、地域包括ケア「見える化」システムというものを活用していると思われませんが、本町でもこのシステムは使っているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） 使用しております。見える化を使って県に報告しなければいけないことになっておりますので、全国の市町村が使っていると思います。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 使用されているということで、問題となっているこの調整交付金の割合もこのシステムで自動的に推計されたものかどうか、お伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） 調整交付金につきましては、基本は5%ということになっておりますので5%で計算されているものと考えております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） そうですね。5%基本なんですけれども、5%を上回った場合は多くの交付金が入ってきて全体の負担額を引き下げる役割をしていると思います。しかし、5%を下回った場合は全体の負担額が上乘せられて、それが被保険者の保険料に回ってくるということになっております。第9期では、第8期では大体7.5%だった、その割合が。第9期では4.5%に、3%ほど下がっております。この割合というのはシステムで求めたものかと思うんですけれども、これは正しい値なんですよ。

うか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） すみません。第9期のときの、つくったときの率がちょっと幾らだったかはちょっと分からないんですが、大幅に間違ってるわけではないかなとは考えておりますが。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 第9期、140ページに書いてあるんですけども、令和6年度が5.04%、令和7年度が4.72%、令和8年度が4.47%とちゃんと明記されております。8期と比べると大体3%ぐらい下がってるわけです。これはシステムで出された数値でよいのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） 積算する際に、人口の割合、第1号被保険者とか、その辺の人数を入れますので、その年齢によって多分自動計算されてるかと思います。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 確かに町の人口動態、人口分布によって後期高齢者の数の割合が減るタイミングというのはあるかと思うんですけども、第9期ですね、令和6年度の初めにいきなり3%も下がるというのも、本当にそういう分布であるならば理解できるんですけども、ちょっと唐突なのかなというふうに思ったところです。他市町村のデータ等を見ますと、いきなり3%も下がるというのは、私見た限りではちょっと見当たりませんでしたので、ここの数値ですね。ちょっと今後いろいろポイントになるかなというふうに思っております。

質問なんですけれども、この介護保険事業計画の掲載なんですけれども、詳しい介護保険料の計算手順というのが一切記載をされておられません。なので、町民の方見た場合ですね、被保険者の方、自分の保険料がなぜこういう金額になったのかというのが追えないような状況になっておりまして、これは改善すべきかなと思います。来年度、第10期の計画作成が始まると思うんですけども、ぜひ改善を検討していただきたいんですがいかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） おっしゃるとおり積算の根拠を載せたいと考えております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 参考までに、松島町、あと涌谷町のこの保険事業計画に

は保険料の計算の過程が詳しく掲載をされておりますので、ぜひ参考に
していただければと思います。

続きまして、(2)に移りますが、保険料の低減化は難しい状況である
ということ、試算をしますと月7,720円になるということでございます。
この保険料の算定に当たりまして、介護保険給付費の準備基金ですね、
そこからの繰入れというのが一つポイントになるかと思います。この9
期の計画では3,518万円というふうに推計がされておりますが、前年度
ですね、令和7年度と令和8年度でこの基金の積立てができる見通しは
ございますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） 答えいたします。

基金につきましては、令和6年度で約1,500万円、令和7年度で1,800万
円ほど基金繰入れしてます。令和8年度、今年度予算の当初では一応基
金5,600万円ほど入れるという見込みになってます。そうすると、基金
は残りほぼなくなるような状態になっております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 大変厳しい状況というのが分かりました。

あとですね、実際の予算と決算の額ですね。令和6年度では2,168万円
の繰入れ予算がございました。決算は950万円でした。令和7年度は
1,442万円の繰入れ予算、令和8年度は5,682万円の繰入れ予算となっ
ておりますが、決算額が低めになる可能性はありますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） 今年度につきましては、まだまだちょっと未定
ですので何ともいえないところでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 基金の状況も大変厳しいということが分かりました。や
はり介護予防の取組を強化することによって費用を抑えていくことが大
切と考えます。

3月の予算審査の際に、町長より、この介護保険制度について、かな
りもう限界が来ているという説明がございました。当然、国の負担を増
やしていただけるような要望も続けなければならないという説明がござ
いました。改めて、この介護保険制度の現状と今後の見通しについて町
長のお考えをお聞かせください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） この保険制度の中で事業会計と町民の方々の保険料負担

というのは非常に今厳しい状況にあるし、今後もさらにそれが続いていくという予測でありますので、国の制度であるこの介護保険事業でありますので、国のほうでそういう高齢化率の高い自治体とか保険料負担が、今申し上げたというか、現実、県内でも常に最近上位にあるわけでありますので、高負担ということで非常に大変な思いをしておりますし、国の制度という国保事業ありますけれども、国民健康保険については国単一でやる方向で今進んでおりますので、この介護保険事業についても最低限県一本で、国一本でやれないであれば県一本でやっていただければ保険料の平準化というか、うちの町のように高負担の自治体にとっては非常にありがたい形につながっていくかなと思っておりますので、当然制度の趣旨からしたら国民みんなで補うということだと思います。田舎で生まれ育った人が都市部に今いて就職し、生活拠点を構えてる人が保険料負担が安くなって、実家に残された高齢の方々が高負担でやってる保険事業というのはいかがなものかということで、議長時代も、国、国会議員にも提言しているというか、苦言を言ってきたところですが、また改めて今年もいろんな場面、要望活動等、あるいは国会議員との懇談、要望の活動も含めありますので、その場面を通して強く要望してまいりたいと思います。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） ぜひ要望活動のほうよろしく願いいたします。

（3）なんですけれども、申請がゼロ件ということなんですが、ニーズがない状況なのか、あるいは制度があまり知られていない状況なのか、どのように見えていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えいたします。

保険料の減免、徴収猶予に関しましては、介護保険条例で受けられる場合が規定で定められておりますが、災害で著しい損害とか、あとは生計者が死亡とか、あとは事業休止、休廃止、あと干ばつ、冷害等ということで、さらにそこで収入が著しく減少という扱いになりますので、なかなか該当するケースは出てこないのかなと感じております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 分かりました。

続きまして、大綱の2番に移ります。

木造住宅の耐震改修についてでございます。1995年、あとは令和7年に発生した阪神淡路大震災での地震のうち、窒息や圧死をされた方が77%

を占めておりました。これを防ぐには家屋の耐震性強化に取り組むことが重要となっております。また、おとし2024年、令和6年に発生した能登半島地震では、古い建物ほど倒壊、崩壊などの甚大な被害を受けました。しかし、古い住宅でも耐震改修を実施すれば被害が大幅に軽減される結果が出ております。

(1) なのですが、答弁書にもあるとおり、耐震改修の予算、幾らぐらいかかるか分からないので改修をちゅうちょされる方、立ち止まる方も確かに多いというふうに思います。宮城県のパンフレットを見ますと、工事の約52%が200万円以下の費用であることが記載をされております。また、西日本南海トラフ地震への備えとして和歌山県では耐震改修を推進しておりますが、補助金を利用した工事の費用について分布を公開しております、工事費は大体120万円から160万円になることが一番多いという事例がございました。徳島県のパンフレットも大変分かりやすい内容となっておりますので、ぜひ参考に見てはいかがでしょうか。

議長（石垣正博君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午 後 3 時 3 2 分 休 憩

午 後 3 時 4 0 分 開 議

議長（石垣正博君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

いろいろな自治体の事例を参考にしてみてもいいかという御提案につきましては、そのとおり参考にさせていただければと思います。

なお、付け加えさせていただきますと、宮城県が発行していますポイントと施工事例というのがございまして、そちらの中でも従来どこの課内でも一緒であった工事費が多額になるという共通の課題に対しましては安価に施工できる方法というところの取組を紹介している事例もございまして、こういったところも併せながら、御相談に来られた住民の皆様には積極的に安価になる工法についても御提案させていただければと考えてございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 分かりました。ぜひその方向で対応をお願いいたします。

(2) の代理受領制度につきまして、来年度の施行に向けて準備を進めているということで大変前向きな答弁であるというふうに受け取りました。ぜひこの方向で進めていただければと思います。

(3) の新耐震基準も範囲に含めるという点につきましても、今年度中の要綱改正を目指しているということについて承知をいたしました。

続きまして、大綱の3番に入ってまいります。

選挙管理委員長にお伺いをいたしますが、裁判の判決が2月25日に出ました。次の日に、2月26日に選挙管理委員会が開かれたと思います。そのときの会議録を見ますと、当時の書記の方が次のように発言されておられます。3月11日までに選管ではなく請求代表者の方がどういうアクションを起こすかで今後対応が変わるというふうにおっしゃっています。判決を受けて控訴するかどうかというのを、その判断を請求代表者の方に委ねていた、つまり請求代表者の方が控訴するかどうかというのを、判断を求めているように見えるんですね。なので、これはちょっと私違う、選管として判断すべきものだというふうに思うんですけども、委員長はどのように、その場にいてどういうふうに感じておられましたでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 私もその場に直接おりました。その説明は私も同様と考えておりましたので、局長、局長といいますか、町の方が言ったことに対しては、私は何の違和感というか、不信感はありません。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 当時の書記がおっしゃったことに何の不信感もなかったという答弁でございました。

答弁書はそれともちょっと内容が変わってまして、町の判断を受け止めたというふうに書いてあるんですね。控訴しないというふうに判断したのは誰なんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 町と選挙管理委員会でございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 当時の書記は、請求代表者の方がどうアクションを起こすかで今後対応が変わるというふうに明言されてるんですね。選管ではないというふうにおっしゃってるんです。なので書記は、当時の書記は、これは選管で判断する問題ではないというふうに宣言してるんですね。それ以降、会議録を見ますと控訴するかどうかについての記載というのは一切書いておりませんので、当時の委員会の中にいた皆さんが、これは請求代表者の方が判断されるんだという認識だったと思います。しか

し、先ほど誰が判断したかと確認した際に選挙管理委員会と町で判断したというふうにおっしゃったんですけれども、ちょっと最初の説明となかなか合わないなと思うんですが。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 大変申し訳ございません。請求代表者に、お二人に渡したときに、3月11日までの控訴までには控訴ができるという御案内をいたしました。御案内というか、その連絡はいたしますし、ちょっと私も記憶が定かではございませんが、結局3月11日までにその控訴がなかったということで、控訴しなかったということで御理解いただきたいと思います。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 裁判の結果を請求代表者の方にお伝えするのは法律で決まっているので当然の対応なんですけれども、控訴するかどうかを判断してくださいねというふうに説明することはちょっと違うかなと思ってまして。あくまでも選挙管理委員会ではそれは決めることだと思うんです。ただ会議録を見ますと、当時の書記は、請求代表者の方がそれを判断するのであって選管は知りませんというふうに言ってるわけなんですね。なので、この点ちょっと違和感がございます。

確かに今回の裁判の被告は町でありました。実際に法廷に証人として出廷されたのは、町からは当時の書記お1人だけでありました。裁判の打合せを行う進行協議というものがあったんですけれども、その場にも選管の書記と職員の方の2名が傍聴されておりまして、請求代表者の方というのは一切姿を見せておりません。裁判で争点となっていたのは署名の有効性でございましたので、この代表者の方2名は裁判には一切関わっていないと思われるんですね。その2人になぜ控訴するかどうか聞きにいかないといけないのか、これはちょっと大変疑問に思いますし、本気でそういうふうに当時の書記さんは考えていたんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 令和8年2月26日に開催した請求代表者から異議申出がなければ控訴をしないことと説明し、承認を得ております。2月27日には、選挙管理委員会委員長から請求代表者に控訴の期限が期して通知したが、申出がなかったということでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 請求代表者にやはり委ねた形に体裁、立てつけになっているかと思いますが、これは選管で判断すべきものだと私は思います。

同じく26日に開かれた選挙管理委員会の会議録を見ますと、またこれも当時の書記なんですけれども、責任を求められていますけれども、選挙管理委員会としてはないかと思っていますというふうにおっしゃってるんです。責任はないというふうにおっしゃってるんですね。これについては、委員長はどういうふうに思いますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 私も、それに間違いないと思ってございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 間違いないということは、選管には責任はありませんと、それで間違いないという意味でしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 先ほども申し上げましたけれども、そのときそのときにおきまして対応してまいりました。判決が確定し、不足があったのではないかと御指摘は真摯に受け止めてございます。署名への異議申立ては初めてでありましたので審査時間が短かったことは本当に否めないと思っていますところでございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 12人分の署名が無効であるという判決が出たんですけれども、やはり私は今回の問題は選管の正しくない署名審査が原因だと思います。そのために再発防止がどうしても必要になってきます。そのためには、選管の対応にどこに問題があって、どういうふうに改善しなければならないのかというのを選管自身でよく検討していただきたいんですね。再発防止のための検討なんです。ただし答弁書を見ますと、検討していたかとか、どういう検討したかとか一切分からない御答弁になってまして、選挙管理委員の皆さんが集まって検討は行ったのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） もし同じようなことがあれば、議員さんから提出いただいた御提案のあった署名様式の見直し、説明審査の持ち方について十分に検討して、今回の経験を生かしていきたいと思ってございます。

以上であります。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 前回の一般質問で私が改善点を提案した内容をおっしゃ

っていただいたと思うんですけども、今の選管の委員の方々がどういうふうに考えているかというのが大切だと思うんですね。なので、時間を取ってきちんと検証を行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） これから検証してまいります。よろしくをお願いいたします。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 議会では、この問題に関する調査特別委員会を立ち上げております。再発防止の目的で調査を行おうと思っております。この委員会の調査に協力いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 御協力というか、やれることを一生懸命やっております。よろしくをお願いいたします。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 委員長にちょっと最後にもう一問質問します。

次に（3）なんですけれども、弁護士費用なんですけど、着手金が33万円で費用が22万円との御答弁でありましたが、報酬について明細書等は発行されておりますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

すみません。請求書までは確認しておりますけれども、その請求書の中身は明確なところは書いておりません。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） これは私の印象なんですけれども、この報酬の22万円という中身は、そのほとんどがコピー代とか郵送費等の事務経費だったと思われる。実質的に町の敗訴ということで、その裁判に対する報酬というのは恐らくなかったものと思っております。これは私の感想です。

それで令和6年度の決算を見ますと、この住民投票費として63万5,801円が支出済みとなっております。令和7年度に607万円の予算が繰り越されております。令和7年の4月8日まで期日前投票が行われておりました。その間の費用も当然発生をしております。選挙管理委員会が本来正しい署名審査を行っていれば、これらの費用はいずれも支出しなくてもよい費用だったと思います。町民有志の方の間で、本件について、時効となっていない案件について住民監査請求を行う動きがございますが、どのように受け止めていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

住民監査請求の話というのは、初めて今お伺いしましたけれども、やはりそのときそのときで選挙管理委員会ではそれぞれの立場で適正な判断をしてきたものだというふうに私も聞いておりますけれども、結果としまして、やはり裁判にまで至って、その裁判の結果、住民投票が中止になったということにつきましては、やはりこれは重く受け止めなければならないというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 4 月に異動があって、これまでの裁判の資料ですとか、結構かなりの量だと思うんですけども、そういった資料に目は通されましたでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

まず今回、議員さんの御質問をいただきまして、それにお答えできるようにというところもありまして、私のほうで気になるものについては全て見させていただきましてけれども、全て関係資料を見たかというところはまだそこまでは至っておりません。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 先ほど重く受け止めるという御答弁がありました。課長としての率直な感想などには何かありますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） 結果としまして、やはり裁判にまで至りまして、途中で事務局が終わったというところで、町民の皆様にやっぱり御心配、御苦勞をおかけしたというところに関しては町として反省しなければならないというふうに思いますし、これは次にはそのようなことがないようにしていかなければならないというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 承知しました。

選挙管理委員の方から退任の願いが出されており、それを事務処理をしたという話を今朝お聞きしましたが、どのような経緯だったのか、説明をお願いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

令和 8 年 3 月 13 日に退職願を頂きまして、それを受理したという形に

なっております。退職願は私も読みましたけれども、そのような内容な
んだろうなというふうに解釈しました。

以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 5 月22日に後任の方が決まったと伺ってるんですが、こ
れで合ってますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） 5 月22日に選挙管理委員会を開催しまして、補充委
員から補充を行っております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 今回、退任願を出された方なんですが、これまで原告側
の証人として裁判に大変御協力をいただいた方で、その方が選挙管理委
員を去るというのは非常に残念だと思っております。退任届の内容、先
ほど課長、御覧になったというふうに御答弁されたんですけども選挙
管理委員の方々はその内容は見ていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

5 月22日の際に皆さんに御覧いただきました。

以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 分かりました。

委員長にお伺いをいたします。これまでの署名審査に関しまして委員
長が精いっぱいしっかりと対応してきたとおっしゃっていましたが、
私は適切な対応ではなかったというふうに思います。選挙管理委員会は
正しくない手続を行って、町民の方々に大変大きな迷惑をかけました。
選挙管理委員会は、本来支出すべきでない予算を使って町民の方々の税
金を浪費しました。選管の責任についてどのようにお考えでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 確かに今おっしゃられたとおりと思
いますが、しかしながら我々選挙管理委員会は、誠心誠意、審査を行っ
てまいりました。そしてまた、町民の方々に御迷惑をおかけしたことにつ
きましても本当に申し訳なく思っておりますが、しかしながら、やっ
たことに対しての結果は裁判の結果でございますので、この裁判の結果
というものがいかに重いものか、しみじみ今回、感じさせられたところ
でございますので、これを軸にして、まだまだ選挙管理委員会としてこ

れからも皆様にお世話になり、管理委員会として続けてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） これからも委員長としての職を続けていきたいというお考えなんですけれども、私は町民の方は納得されないというふうに思います。ある程度の説明責任を果たした上で辞任されるのが正しいのではないかとと思いますが、いかがですか。（「そのとおりだな」の声あり）

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 今は全くそういうことは考えてございません。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 裁判で署名審査の結果が間違っていたという判決が出ています。それに対して控訴をしませんでした。争わないということを決定したんですね。控訴を断念されたんです。ということは、幾ら正しいことをやったといっても町民の方には通用しないと思います。もうこの役割を降りるべきだと思いますが、いかがですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 結果を真摯に受け止めてございますので、これからまた頑張っていきたいと思います。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 何度も同じやり取りになるので、これで質問を終わりますが、調査特別委員会ですね、再発防止のために取り組んでいきたいと考えておりますので、ぜひ御協力をお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（石垣正博君） これで鎌田暁史議員の一般質問を終わります。

議長（石垣正博君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでございました。

午 後 4 時 0 5 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員